

令和4年度(2022年度)用

保育施設・幼稚園等のご案内



● 保育所・保育園

● 幼稚園

● 認定こども園

● 地域型保育



越谷市



も
く
じ

保育施設や幼稚園等を施設類型別に紹介	
さまざまな教育・保育施設	3
利用申込	17
保育施設の利用申込	27
幼稚園等の利用申込	26
*特別支援保育 25	
*広域入所(市外・転出入)	26
いくらかかるか確認しましょう	
利用者負担(保育料)	29
幼稚園や認可外保育施設等の利用者は要チェック	
施設等利用給付認定	33
その他の保育サービス	35
*利用調整基準 37	
*教育・保育施設案内図	裏面

おねがい

令和3年(2021年)9月現在

この冊子には、保育施設や幼稚園等の利用申込手続きや必要書類、保育サービスの紹介が書かれています。

*保育施設 (保育所(保育園)・認定こども園(保育部分)・地域型保育)

*幼稚園等 (幼稚園・認定こども園(教育部分))

よくお読みになった上で申込を行ってください。

※入所後も大切に保存しておいてください。

- 保育施設・幼稚園に関すること
越谷市子ども家庭部保育入所課
電話 048-963-9167 (直通)
- その他の保育サービスに関すること
越谷市子ども家庭部子ども施策推進課
電話 048-963-9165 (直通)



保育入所課公式 twitter があります

4月入所一斉受付の受付状況などをツイッターでお知らせします。

https://twitter.com/koshi_nyusho



〒343-8501 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
受付 8時30分～17時15分(平日)
<https://www.city.koshigaya.saitama.jp>

はじめての保育施設 Q & A



初めて保育施設を探す方のよくある疑問や、「え、そうなの!」となる点をまとめました。気になる項目からチェックしてみてください。

※ DL 可 は、「こしが子育てネット」からダウンロードできます

よくある質問

申込関係

保育施設の種類をざっくり教えて?

- A** 公立保育所、私立保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育の違いをおさえましょう
- 公立保育所…市が運営する保育所
 - 私立保育園…社会福祉法人等が運営する保育所
 - 幼稚園…3歳以上の幼児教育の場合
 - 認定こども園…幼稚園と保育園の機能を一体化した施設
 - 地域型保育…2歳児までの保育園
- 詳しくは3ページ

私立保育施設は直接園に申込?

- A** 保育施設は市に申し込みます
- 私立保育園・認定こども園・地域型保育も市に申込をしてください。
- 詳しくは17ページ

保育施設は月途中で入れるの?いつ申し込めばいいの?

- A** 各月1日入所のみ。4月は指定期間に申込、5~3月は前月10日〆切(例外有)です
- 詳しくは21ページ

幼稚園はいつ申し込むの?

- A** 願書配布 10/15、受付 11/1 です

幼稚園は願書提出日を逃すと入園できないの?

- A** 園に相談してみてください。
- 詳しくは27ページ

認定ってなに?

- A** 入所に必要な「教育・保育給付認定」と無償化に必要な「施設等利用給付認定」があります
- いずれも利用に当たって必要な認定です。申込の中で手続きを行います。
- 詳しくは17ページ

保育施設は最低限何時間以上働けばいいの?

- A** 月64時間以上です
- 詳しくは17ページ

保育施設に落ちたら毎月申し込むの?

- A** 「翌月以降は申込みを取り下げる」欄にチェックしない限り、原則年度中は申込状態が続きます(妊娠・出産を理由とした申込以外)
- 詳しくは21ページ

見学ってどうしたらできるの?

- A** 保育施設に直接電話してください。
- 詳しくは19ページ

保育料(利用者負担)関係

公立は保育料安いのか?私立は保育料高いのか?

- A** 基本の保育料は公立・私立とも同じ。別途実費徴収有 保育料以外の実費徴収等は園により異なります。
- 詳しくは29ページ

幼稚園って保育料高いのか?

- A** 幼児教育・保育の無償化で差が大きくなり縮まりました
- 保育施設は3歳児以上の保育料が0円となりました。従来型幼稚園も25,700円/月の給付があり、実質保育料0円の幼稚園等がたくさんあります。加えて、保育施設の利用条件を満たせば「新2・3号認定」で預かり保育料にも450円/日の給付が受けられます。預かり保育を活用し就労している方がたくさんいます。
- 詳しくは31ページ

認可外には何か市から割引があるのか?

- A** 保育施設の利用条件を満たせば「新2・3号認定」で給付が受けられます(※0~2歳児は非課税世帯のみ)
- 毎月10日〆切で翌月分から給付を受けられます(一部認可外保育施設は対象外です)。
- 詳しくは33ページ

育児休業を延長したい方

育児休業給付金の延長を希望するための申込が増えております。よくある質問をもとに、市役所ができる対応をまとめました。なお、育児休業給付金制度はハローワーク等が所管しているため、詳しくは勤務先又はハローワークにお問い合わせください。

育児休業を延長したいので落ちた証明(保留通知)がほしい

- A** 毎月の期限までに保育施設の申込が必要です
- 保留通知書は「保育施設に申し込んだ結果入れなかった通知」です。必要な方は、次を目安に保育施設の申込を行ってください。
- 例** 対象児童の誕生日が8月の場合 → 8月入所の申込を行うのが原則
- (※入所希望の場合は、「入所翌月14日までに職場復帰」のルールを前提に、慣れ保育期間等を踏まえた申込が必要)
- ※期限までに申込をしていない方に保留通知書を発行することはできません

できる限り入所できないようにしてほしい

- A** 指数の大幅な減点を希望できます
- 申込書の「利用調整に関する希望」欄で「利用希望月からの調整指数の減点を希望する」にチェックすると指数を-50点し利用調整します。
- ※あくまで減点のため入所承諾となる可能性があります
- ※提出後に減算をやめたい場合は、期限までに希望保育施設等変更届を提出

申込後に、保留通知と別途「入所できていない証明」が必要となったが発行可能ですか?

- A** 発行申請書 DL 可 を提出していただき後日発行します
- 発行まで1週間程度かかります。また、証明月の1日以降の発行となります。
- ※証明月において申込が継続している必要があります
- ※ハローワーク等から毎月の証明提出を求められている方がいらっしゃいます

関連冊子の紹介

この冊子のほかにも、教育・保育施設に関するものがありますので、併せてお読みください。
市役所や施設で配布しているほか、越谷市ホームページに掲載しています。

📖 保育施設ガイド



越谷市内の全ての公立保育所・私立保育園・認定こども園・地域型保育・「プラス保育」幼稚園を紹介。園ごとに、特徴や園からのメッセージはもちろん、開園時間、休園日、主な年間行事、毎月かかる費用などを掲載。希望施設選びに、費用の比較に、ぜひご活用ください！

📖 幼児教育・保育の無償化



令和元年10月から開始となった「幼児教育・保育の無償化」について、変わる内容と手続等をまとめたリーフレット。

施設類型ごとに、「従来型幼稚園用」、「新制度幼稚園用」、「認定こども園用」、「認可外保育施設等用」の4種類があります。

📖 特別支援保育入所申込みのしおり



この冊子の25ページで紹介している「特別支援保育」のことをより詳しく紹介。希望なさる場合は、必ずお読みください。

📖 こしがや「プラス保育」幼稚園



越谷市オリジナルの「こしがや「プラス保育」幼稚園事業」の概要をまとめたリーフレット。3歳児以上の選択肢に、ご覧ください。

施設類型と利用までの流れ

就学前のお子さんを預ける施設の類型は、前ページのとおりさまざまです。

「クラス年齢」やそれぞれの類型の利用条件、特徴などを踏まえ、ご家庭の状況にあわせた施設選びをしましょう。特に、「保育施設」は市が利用調整（指数順に希望順位の高い施設に入所決定）を行いますので、先入観を持たず選択肢を広げることが大事です。

利用までの流れの概要について、施設類型別に下表のとおりまとめました。次のページから、施設類型ごとに詳しい紹介をしていきます。



「ご案内」の構成

幼稚園 就労等の条件なし。 *園に申込 *園が入園決定 プラス保育 保育が必要な方向け。 市が認定した幼稚園等。 *園に申込 *園が入園決定	幼稚園
保育所(園) 保育が必要な方向け。 *市に申込 *市が利用調整	保育所・保育園
認定こども園(教育部分) 就労等の条件なし。 *園に申込 *園が入園決定	認定こども園(教育)
(保育部分) 保育が必要な方向け。 *市に申込 *市が利用調整	認定こども園(保育)
地域型保育 保育が必要な方向け。 *市に申込 *市が利用調整	地域型保育
企業主導型保育 保育が必要な方向け。 *園に申込 *園が入園決定	企業主導型保育
その他の保育サービス 一時預かり、病児保育等の概要	一時・病児・認可外等

状況・目的	クラス年齢 (ページ下部参照)		施設類型	利用までの流れ	
	0~2 歳児	3~5 歳児		施設類型に応じた「認定」を受けることが必要となります。次のページを参照してください。 ●教育・保育給付認定 教育標準時間認定(1号) 27ページ 保育認定(2号・3号) 17ページ ●施設等利用給付認定(新1号・新2号・新3号) 33ページ	
★勤務等で継続的に預かり保育を利用したい (※就労等の条件はありません)	— (一部の園では3歳の誕生日から受入有)	○	プラス保育幼稚園のプラス保育枠 幼稚園 (新制度) 越谷市内では越谷幼稚園のみ (従来型) 上記以外 認定こども園 教育部分 保育部分	園に申込 → 園が入園決定 → 利用開始 ● 従来型幼稚園 申込時に手続 施設等利用給付認定(新1号・新2号・新3号)を申請 ● 新制度幼稚園・認定こども園(教育部分) 申込時に手続 教育・保育給付認定の教育標準時間認定(1号)を申請。加えて、預かり保育給付希望者は施設等利用給付認定(新2号・新3号)も申請 + 3類型共通 プラス保育幼稚園でプラス保育枠の条件を満たす場合、プラス保育枠利用申込も行う	
★保護者ともにフルタイム勤務 ★保護者いずれかがパートタイム勤務 この冊子では… 保育施設 といえます	○	○	保育所・保育園 地域型保育	市に申込 → 市が利用調整(指数順) → 承諾 → 利用開始 市に申込 → 保留 ● 保育所・保育園・認定こども園(保育部分)地域型保育 申込時に手続 教育・保育給付認定の保育認定(2号・3号)を申請(利用調整申込書と用紙を兼ねている) ●利用調整の結果に関係なく教育・保育給付認定を行う(保留となっても認定)。 ●利用調整は、保育所・保育園・認定こども園(保育部分)・地域型保育の中で何施設でも希望可能(例:第1希望Aこども園、第2希望B保育室、…)。	
★週2日程度の勤務 ★子育てのリフレッシュで一時的に預けたい	○	○	企業主導型保育 一時預かり	園に申込 → 園が入園決定 → 利用開始 ● 教育・保育給付認定の保育認定(2号・3号)を申請 施設に登録 → 予約 → 利用	

令和4年度のクラス年齢

※4月1日現在の年齢でクラスが決まります。

クラス年齢	生 年 月 日
5歳児(年長)	平成28年(2016年)4月2日 ~ 平成29年(2017年)4月1日
4歳児(年中)	平成29年(2017年)4月2日 ~ 平成30年(2018年)4月1日
3歳児(年少)	平成30年(2018年)4月2日 ~ 平成31年(2019年)4月1日
2歳児	平成31年(2019年)4月2日 ~ 令和2年(2020年)4月1日
1歳児	令和2年(2020年)4月2日 ~ 令和3年(2021年)4月1日
0歳児	令和3年(2021年)4月2日 ~

例) 0歳の子が8月12日で1歳になった → 年度中は0歳児クラス

幼稚園・認定こども園(教育部分) → 認定こども園の「保育部分」は11ページ

満3歳以上のお子さんで、教育を希望される場合は、幼稚園や認定こども園（教育部分）を利用できます。教育・保育給付認定の「教育標準時間認定（1号認定）」を受けて入園する園（幼稚園・認定こども園(教育部分)）と、従来型の幼稚園があります。

クラス年齢

3～5歳児。

※園によっては、「満3歳児保育（3歳の誕生日からの受入れ）」を行っているところもあります。

入園方法 ⇒ 具体的には27ページ参照

園に申込。園が入園の可否を決定します。（※保育部分は市に申込・市が利用調整）

※4月入園は10月15日願書配布、11月1日願書受付です。

利用に必要な認定 ⇒ 入園申込時に園で手続

従来型幼稚園

条件に応じて「施設等利用給付認定」を受けてください。

施設等利用給付認定の条件		認定区分
預かり保育の給付を受けたい場合	3歳児～5歳児	新2号認定
※父母共に「保育が必要な事由」が必要です。	満3歳児 ※市民税非課税世帯に限る	新3号認定
上記以外の場合		新1号認定

新制度幼稚園

認定こども園(教育)

★**必須要件**

「教育・保育給付認定」の「教育標準時間認定(1号)」
※「保育が必要な事由」は必要ありません。

★**預かり保育の給付を受けたい場合**

上記に加えて、「施設等利用給付認定」を受けます。

施設等利用給付認定の条件	認定区分
3歳児～5歳児	新2号認定
満3歳児 ※市民税非課税世帯に限る	新3号認定

※父母共に「保育が必要な事由」が必要です。

利用者負担額(基本の保育料)で利用できる時間

※時間は施設により異なります



例 認定こども園の1日
※幼稚園の児童は「1号認定」の流れ



33ページ

施設等利用給付認定
従来型幼稚園・・・**全員**
新制度幼稚園
認定こども園(教育) } **希望者**

27ページ

教育標準時間認定
新制度幼稚園
認定こども園(教育) } **全員**

施設等利用給付認定と実際の利用はリンクしません。新2号認定や新3号認定を受けても園の受入体制等により預かり保育を利用できない場合があります。

ポイント

こしがや「プラス保育」幼稚園の「プラス保育枠」は、8時～18時の預かり保育料が実質無料となります。

詳細は7ページ参照

園に入園申込

市による指数順の利用調整はありません。

申込時の保育認定（2号）の施設（保育所、認定こども園等）と新制度幼稚園（1号）の併願 ⇒ 28ページ参照

教育・保育給付認定は、2号認定と1号認定の認定申請を並行して行うことはできません。2号認定も受けることを幼稚園に伝え、了解を得た上で保育施設の申込を行ってください。

※園に黙っていても、認定申請の時点で判明してしまいます。

- プラス保育幼稚園以外でも、長時間の預かり保育を実施している園が多くあります。
- 長期休業期間（夏休み等）は原則お休みとなりますが、預かり保育を実施している園が多くあります。

教育部分
の一覧です

幼稚園・認定こども園(教育部分)の一覧 ⇒認定こども園の保育部分は12ページ参照

幼稚園・認定こども園名	所在地 ※(教)教育部分の所在地	電話番号 (048)	預かり保育(一時預かり)の実施内容							満3歳児受入
			プラス保育幼稚園 P保育 定員	平日最大 預かり	土曜最大 預かり	長期 休業中 実施	長期 休業中 休み	無償化認可外 合算	障がい児 等の受入	
新制度 越谷教会附属越谷幼稚園	御殿町 4-33	962-2743	● 35	8:00~18:00	×	○	盆末春		△	○
従来型幼稚園	萩原第一幼稚園	赤山本町 3-13	● 75	7:30~18:00	×	○	盆末春			○
	照蓮院さくら幼稚園	瓦曽根 1-5-43	962-4837		8:30~17:00	×	○	盆末春	可	
	越谷わかば幼稚園	南越谷 5-20-5	986-5645	● 50	8:00~19:00	×	○	盆		
	愛隣幼稚園	蒲生 3-9-13	986-4915	● 35	8:00~18:00	×	○	盆 春		△
	越谷くるみ幼稚園	神明町 1-82	962-8555	● 20	8:00~18:00	×	○	盆		
	ぶどうぞの幼稚園	南荻島 4336-5	976-1972	● 20	8:00~18:00	×	○	盆末春		△
	精華幼稚園	登戸町 20-33	986-3747	● 20	7:30~18:30	×	○	盆末春		△
	あやの幼稚園	大成町 1-40-2	985-2395		8:00~17:00 12:30まで、14:00までの日あり	×	○	盆末春	可	
	大沢幼稚園	大沢 578-1	974-6443	● 50	8:00~18:00	×	○	盆末春		
	大袋わかば幼稚園	大杉 492-1	976-4880	強化 80	7:30~18:30	8:00~16:30	◎			
	アスナロ幼稚園	弥十郎 737-1	975-2948	● 20	8:00~18:00	×	○	盆末		
	大袋幼稚園	大竹 822	975-5050	強化 100	7:30~18:30	7:30~17:00	◎			△
	南越谷幼稚園	川柳町 1-111	987-0161		8:00~17:30	×	○	盆末春		
	松沢幼稚園	谷中町 2-94	966-8686	● 50	8:00~18:00	×	○	盆 春		○
	萩原第二幼稚園	新越谷 1-294	986-6891		8:00~17:30	×	○	盆末春	可	
	さなえ幼稚園	東町 3-330	985-3120		8:30~18:00	×	○	盆末		
	清浄院幼稚園	大松 700	976-1361	● 50	7:30~19:00	×	○	盆		△
あゆみ幼稚園	恩間新田 221	978-4188	● 15	8:00~18:00	×	○	末春		◎	
レイクアスナロ幼稚園	レイクワン 9-2-7	961-8889	● 20	8:00~18:00	×	○	盆末		△	
認定こども園(教育部分)	第二愛隣こども園	川柳町 3-275-1		8:00~18:00	×	○	盆末春			
	認定こども園小牧	(教)大間野町 5-147-1	985-4890		8:00~18:00	×	○	盆		○
	こぼとの里こども園	神明町 3-246-3	964-5660		8:00~18:00	×	○	盆末春		
	越谷さくらの森	増林 5987-1	966-0301		7:00~19:00	7:00~19:00	◎			○
	認定こども園しらこぼ幼稚園	袋山 631-3	977-8031	強化 20	7:30~18:30	7:30~18:30	◎			△
	認定こども園北越谷幼稚園	北越谷 3-2-18	976-5717	● 15	7:00~19:00	×	○			
	しらとりこども園	弥十郎 275-1	977-7131	強化 15	7:30~18:30	7:30~18:30	◎			
認定こども園まどか幼稚園	平方 299-2	974-5435	強化 30	8:00~19:00	8:00~17:00	◎				

入園内定後
認定申請

幼稚園

プラス保育幼稚園

保育所・保育園

認定こども園(教育)

認定こども園(保育)

地域型保育

企業主導型保育

一時・病児・認可外

入園内定後
認定申請

○市外の園も、「従来どおりの幼稚園」、「新制度幼稚園」、「認定こども園」の3種類があります。
○預かり保育の対象や利用方法は、各園にお問い合わせください。新2号認定であっても利用できない場合があります。

■表の注釈

プラス保育幼稚園	類型	●…基本型で実施(長期休業中の平日3/4以上開園)	強化…機能強化型で実施(長期休業中の平日毎日開園)
	P保育定員	「プラス保育枠」の定員数(3~5歳児の合計)	
平日最大預かり		最大の預かり時間	
土曜最大預かり		最大の預かり時間 ×…土曜日は開所しない	
長期休業中 (長期休業期間中の預かり)	実施	◎…平日と土曜は毎日実施 ○…平日のみ実施(実施日は各園にお問い合わせください)	
	休み	盆…お盆休み有 末…年末年始休み(12/29~1/3以外)有 春…春休み有	
無償化認可外合算		可…無償化の預かり保育給付で認可外保育施設利用分の合算が可能(給付上限11,300円/月)	
障がい児等の受入(要相談)		◎程度を問わず受入相談可 ○…中程度まで受入相談可 △軽度は受入相談可	
満3歳児受入		○満3歳児(3歳の誕生日から)の受入れを行っている	

ポイント

同一の認定こども園の「教育部分」と「保育部分」の切替え

「教育部分」➡「保育部分」	「保育部分」➡「教育部分」
<p>入園した翌月から認定区分を変更可能です。</p> <p>手続方法 新規の保育施設希望者と同じ ⇒17ページ参照</p> <p>※保育認定の入園希望者は、全員に指数を付け、指数の高い方から利用の可否が決まります。同一園であっても、保育部分の定員や受入体制により認定区分を変更できないことがあります。</p> <p>※別施設を希望する場合、お子さんの面接が必要です。同一園のみの場合は面接不要です。</p>	<p>教育部分の定員に空きがあれば可能です。</p> <p>手続方法 教育部分の空き状況を園に確認の上、園に申請書類を提出する</p>



こしがや

越谷市オリジナル

「プラス保育」幼稚園

「プラス保育」幼稚園の一覧 ⇒詳細は6ページ

基本型 長期休業中の 平日3/4以上開園	越谷教会附属越谷幼稚園 萩原第一幼稚園 越谷わかば幼稚園 愛隣幼稚園 越谷くすみ幼稚園 ぶどうぞの幼稚園 精華幼稚園	大沢幼稚園 アスナロ幼稚園 松沢幼稚園 清浄院幼稚園 あゆみ幼稚園 レイクアスナロ幼稚園 北越谷幼稚園(1号)
	機能強化型 長期休業中の 平日毎日開園	大袋わかば幼稚園 大袋幼稚園 しらこぼと幼稚園(1号) しらとりこども園(1号) まどか幼稚園(1号)

※太字は、令和4年4月から新しく実施予定の幼稚園等です。
※北越谷幼稚園は、プラス保育枠の新規募集を行いません。

「プラス保育」幼稚園とは

越谷市では、独自の取組として、保育施設希望者にやさしい長時間預かり保育を行う私立幼稚園と認定こども園(教育部分)を「こしがや「プラス保育」幼稚園」として認定しています。

認定園では、教育時間前後の預かり保育を充実させるとともに、保育所等の条件を満たす人が利用できる「プラス保育枠」を設定し、8時～18時の預かり保育を原則無料で行います。仕事等をしている方の「3歳からは預かり保育のある幼稚園に通わせたい」というニーズに私立幼稚園と協力して応えていきます。

クラス年齢・入園方法・利用に必要な認定 ⇒5ページ参照

幼稚園・認定こども園(教育部分)と同じです。

※「プラス保育枠」となりたい場合は、さらに条件が加わります(下部「利用条件」を参照)。利用者負担額(基本の保育料)で利用できる時間も幼稚園等と同じです。

プラス保育枠の利用条件

次の全てを満たす方が対象となります。

- 越谷市民の3歳児～5歳児(満3歳児は対象外)
- 施設等利用給付(33ページ参照)の「新2号認定」を受けている方で、「保育が必要な事由」が就労・就労内定・就学のいずれかに該当する方
- 3か月以上継続して預かり保育を利用する方

※「病気・障がい」や「病人の看護等」の要件は原則として対象外です。

※産前産後休暇中や育児休業中の場合は対象外です。
※同居の65歳未満の保護者の父母が無職の場合は対象外です(病気等で保育できない場合を除く)。

シンボルマークです!

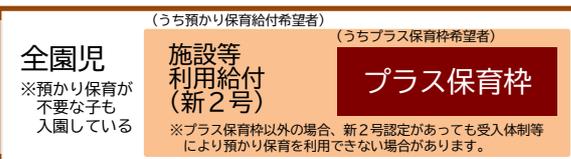


プラス「+」と、カタカナの「ホ」を重ねたもので、笑顔や、丸字の「ようちえん」の表記から、「プラス保育」幼稚園を表現しました。笑顔の部分は青(越谷ブルー)、プラスの部分は緑、「育」の部分は赤とし、越谷市のイメージである「水と緑と太陽」を表しています。未来を担う越谷の子どもの夢を育てる事業になってほしい、そんな想いをこめました。実施園の見えやすいところに掲示しています。

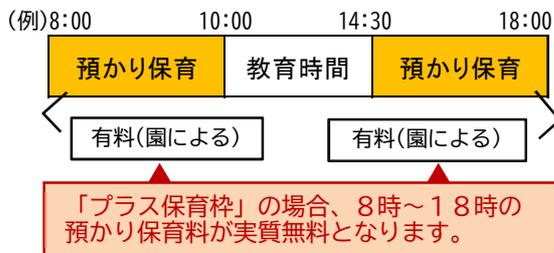
ポイント

「プラス保育」幼稚園は、保育施設希望者にやさしい幼稚園等です。

園によりますが、プラス保育枠にならなくても充実した預かり保育を利用できます。ライフスタイルを踏まえ、お考えください。



「プラス保育」幼稚園では3種類の利用区分があります

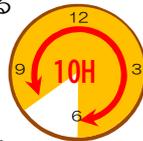


幼稚園ならではのバス利用。行きはバス利用、帰りは自分で迎え...といった利用も可能です。園にご相談ください。

こしがや「プラス保育」幼稚園のきまり

▶10時間以上開園

8時以前から18時以降まで開園するので、仕事等である程度長時間の預かりにも対応。園によっては、もっと長い預かりも行う。



▶振替休日などがある
どの程度あるかは冊子「保育施設ガイド」で確認できる。

▶土曜日は休園(※一部除く)
園によっては開園しているところも。一覧を確認

▶長期休業期間(夏休み等)
平日は3/4以上開園

基本型の園は夏休み・冬休み・春休みにお休みがある。機能強化型の園は休業期間も平日毎日開園する。

▶費用等が「見える」

預ける上で気になる情報を「保育施設ガイド」等で公表する。
○保育料等の各種費用
○平日参加が求められる機会、休園日など



7月	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
8月	30	31	1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31		

実施園は2種類



お盆休み

「プラス保育枠」

保育施設の入所条件を満たす就労等の方が対象（各園に定員有）。

※「プラス保育枠」には定員があります。幼稚園に入園できても、各園の申込状況によりプラス保育枠の利用ができない場合があります（定員を超えた場合は各園で選考を行う）。

プラス保育枠の預かり保育料

「プラス保育枠」となった場合、預かり保育料は、月額「450円×利用日数（上限11,300円）」です。施設等利用給付認定の「新2号認定」を受けている場合の預かり保育給付額（補助額）と同額ですので、原則として自己負担なく預かり保育が利用できます。

しかも、預かり保育料と給付の精算は市と幼稚園で直接行いますので、8時～18時の預かり保育については、原則、お金のやりとりがありません。

（例）3歳児でかかる費用（8:00～18:00 で月20日預かり保育を利用する場合）

	施設名	保育料	その他の費用	合計	私立保育園との比較
私立保育園	A 保育園	0円	主食代 1,000円 副食費 4,500円 寝具リース 1,000円	6,500円	
プラス保育幼稚園	B 幼稚園	27,000円 施設等利用給付 -25,700円 実質 1,300円	給食費 6,600円 教材費 1,000円 冷暖房費 500円 +預かり保育料 9,000円 預かり保育給付 -9,000円	9,400円	保育園比 +2,900円
※別途入園時に入園料等がかかる	C 幼稚園	25,500円 施設等利用給付 -25,500円 実質 0円	給食費 3,900円 教材費 1,000円 冷暖房費 500円 +預かり保育料 9,000円 預かり保育給付 -9,000円	5,400円	保育園比 -1,100円

●上記のほか、次のような費用がかかる場合があります。
「預かり保育時間のおやつ代等の実費」、「8～18時を超える時間の延長保育料」、「幼稚園の保育料、給食費等」、「入園時の入園料等」

プラス保育枠は8～18時の預かり保育料が原則無料！

（※就労等以外の預かり保育料やおやつ代等は別途徴収の場合があります）



図 預かり保育料と給付

ポイント

- 18時以降の延長保育料など、別にかかる費用のみを園にお支払いいただきます。
※プラス保育枠以外の預かり保育料は園が定めた額となります。
- プラス保育枠以外の方は、「預かり保育料」と、「施設等利用給付（預かり保育給付（補助）」の差額分のみ園に支払います。

プラス保育枠の利用申込（※日付は4月入園の申込（1回目）の日程）



必要書類 各園の受付期間に、園に提出してください。

区分	必要書類
全員必要	<input type="checkbox"/> プラス保育枠利用申込書 <input type="checkbox"/> プラス保育枠エントリーシート
同居の祖父母が令和4年4月1日で65歳未満のみ	<input type="checkbox"/> 同居の祖父母の「保育が必要な事由」を証明する書類 ※施設等利用給付(新2号認定)と同内容です。

※申込書類は9月下旬から市と園で配布予定です。

利用条件（よくお読みください）

- ▶ 条件にあわない方・市外在住の方対象外ですが、「プラス保育枠」以外にも各園独自に月ぎめやスポット利用を行っていますので、各園にご相談ください。
- ▶ 振替休日
各園で創立記念日や行事等の振替休日があり、休園になります。具体的には、冊子「保育施設ガイド」に掲載してありますので、自身のライフスタイルに対応できるか必ずご確認ください。
- ▶ 「プラス保育枠」で預かり保育ができる日と時間
就労等で必要な日に必要な時間のみです。
- ▶ 定員を超える場合
各園に定員があります。定員を超える場合は、各園が選考を行います。
- ▶ 月途中の利用開始・月途中の退園
月単位で考えますので、原則できません。
- ▶ 夏休みのみの利用
「プラス保育枠」の対象外となります。
- ▶ 新入園児の注意
・お子さんが慣れる期間として、慣れ保育があります。
・入園式前の預かりについて、園によっては代替手段（認可外保育施設等の利用）による対応となる場合があります。

保育所・保育園

各施設の詳細は「保育施設ガイド」をご覧ください。特徴や施設からのメッセージがあります。

保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする児童福祉施設です。

クラス年齢 ⇒一覧参照

原則として0～5歳児（異なる園もあります）。

入園方法 ⇒具体的には17ページ参照。指数は37ページ参照

市に申込。指数順に利用調整し入園の可否や入園先を決定します。

利用に必要な認定

「教育・保育給付認定」の「保育認定(2号・3号)」

※父母共に「保育が必要な事由」が必要です。

利用者負担額(基本の保育料)で利用できる時間

満1歳未満の保育時間に条件が付く施設があります(⇒一覧参照)。

預けたい時間区分にあわせて施設をお選びください。

※土曜日に開所していない施設や、開所時間・閉所時間が異なる

施設、料金設定が異なる施設があります。

月曜日～金曜日

※保育標準時間が保育短時間かで料金設定が変わります



土曜日



越谷どろんこ保育園と越谷レイクワどろんこ保育園は、料金設定が異なります(延長保育・時間外保育(無料時間帯含む)とも500円/30分)。詳細は園にご確認ください。

ポイント

施設への申請

実際の利用時間(時間外保育・延長保育の利用を含む)については、施設に「保育時間協議書」等を提出し、施設と協議を行うこととなります。

また、土曜日の利用は、原則として父母ともに保育が必要な状況(仕事・介護・看護など)であることが条件となります。

0歳児の延長保育

お子さんの心身の発達状況から、1歳の誕生日まで「保育短時間の通常時間(保育所の場合8:30～16:30)」のみの預かりとしている施設があります。当該施設に入所した場合、保育標準時間の認定を受けていても保育短時間の通常時間のみの預かりとなりますので、ご注意ください。

例 保育所・保育園の1日



保育標準時間

条件(就労の場合)
就労時間が週30時間以上
かつ月120時間以上

保育短時間

条件(就労の場合)
就労時間が月64時間以上
保育標準時間未満



給食

完全給食を実施しています。

旬の食材やできるだけ多くの種類の材料を使用し、バランスのとれた食事に努めています。「だし」は煮干や花かつおでとり、カレーやシチューのルー、おやつも手作りを心がけています。

※アレルギー等で食事制限の必要なお子さんには、除去食の対応も行って

おります。
(アレルギーの程度により対応できない場合もありますので、あらかじめ確認してください。)

(献立例)

午前おやつ (乳児クラスのみ)	牛乳
昼食	かじきまぐろのオーロラソース和え、野菜の和風和え、(乳児クラス)バナナ
午後おやつ	フルーツのヨーグルトかけ、せんべい、麦茶

保育所・保育園の一覧

※申込書等の希望保育施設の欄には、間違え防止のためできるだけ施設コードも記入してください。

公立保育所は、越谷市が運営している保育所です。

私立保育園は、社会福祉法人等が運営している保育所です。

利用者負担（基本の保育料）は同額ですが、保育方針、行事内容、持ち物等が異なります。

	施設名	(施設コード)	所在地	電話番号(048)	クラス年齢	最大保育時間	0歳児		特別支援保育	送迎保育	
							受可	延長			
●公立保育所	蒲生保育所	01	蒲生寿町 9-23	986-3942	1~5歳児 ※R4から0歳児募集ありません	7:00~19:00			○		
	大袋保育所	02	恩間 150-3	976-2852	0~5歳児	7:00~19:00	3	誕	○		
	大相模保育所	03	大成町 2-288-1	985-3040	0~5歳児	7:00~19:00	3	誕	○		
	桜井保育所	05	平方 1349	974-0449	2~5歳児	7:00~19:00 (7:30~14:00)			○		
	増林保育所	06	東越谷 8-41-1	963-0089	0~5歳児	7:00~19:00	3	誕	○		
	大沢第一保育所	07	大沢 3-16-45 (移転先:越ヶ谷字一番 2620番1の一部外)	974-6284	1~5歳児 ※R4から0歳児募集ありません	7:00~19:00			○		
	中央保育所	08	越ヶ谷 3-2-28 (移転先:越ヶ谷字一番 2620番1の一部外)	964-3977	0~5歳児	7:00~19:00	3	誕	○		
	深田保育所	09	下間久里 318-1	975-1411	0~5歳児	7:00~19:00	3	誕	○		
	七左保育所	10	七左町 1-184	988-7359	2~5歳児	7:00~19:00 (7:30~14:00)			○		
	荻島保育所	12	南荻島 330-1	975-6517	0~5歳児	7:00~19:00	3	誕	○		
	赤山保育所	13	赤山町 4-2-11	965-3400	0~5歳児	7:00~19:00	3	誕	○		
	蒲生南保育所	14	南町 1-10-20	985-0468	0~5歳児	7:00~19:00	3	誕	○		
	新方保育所	15	北川崎 729-1	976-1494	0~5歳児	7:00~19:00	3	誕	○		
	大袋北保育所	16	袋山 475-3	974-8591	0~5歳児	7:00~19:00	3	誕	○		
	宮本保育所	17	宮本町 5-250-1	966-3468	0~5歳児	7:00~19:00	3	誕	○		
	登戸保育所	18	登戸町 42-10	987-7518	0~5歳児	7:00~19:00	3	誕	○		
	赤山第二保育所	19	赤山町 2-58-1	966-7266	0~5歳児	7:00~19:00	3	誕	○		
	蒲生第三保育所	20	蒲生 2-13-9	987-6435	0~5歳児	7:00~19:00	3	誕	○		
	★私立保育園	越ヶ谷保育園	52	越ヶ谷本町 3-7	962-2526	0~5歳児	7:00~19:00	4	誕		
		おおたけ保育園	54	大竹 815-1	977-2497	0~5歳児	7:00~19:00	3	誕		北
の〜びる保育園		55	相模町 2-64-1 (移転先:相模町 2-63-3)	985-7127	0~5歳児	7:00~19:00	4	誕		北	
袋山保育園		57	袋山 1956-1	975-8065	0~5歳児	7:00~19:00	4	誕		北	
第二越谷保育園		58	増森 396-1	963-8212	0~5歳児	7:00~19:00	4	誕		北	
わかばの森保育園		59	大杉 492-1	976-4890	1~2歳児 (希望者は3歳児降 大袋北は別途)	7:30~19:00 (7:30~18:30)				北	
南越谷保育園		60	七左町 1-347	990-5001	0~5歳児	7:00~19:00	4	誕		北	
越谷レイクタウンさくら保育園		63	レイクタウン 8-3-5	988-0861	0~5歳児	7:00~19:00	3	誕		南	
松沢保育園		64	谷中町 2-88-4	972-6028	0~5歳児	7:00~19:00	6	誕		南	
の〜びるこどもの家保育園		65	相模町 3-220-1	990-7201	0~5歳児	7:00~19:00(㊟)	4	誕		南	
越谷レイクタウンさくら保育園分園		68	レイクタウン 2-7-7	990-1811	0~5歳児	7:00~19:00	3	誕		南	
越谷どろんこ保育園(平方)		67	平方 3207-1	970-2280	0~5歳児	7:00~20:00	2	2	◎*		
あぜがみりんご保育園		69	蒲生寿町 1-28	985-2060	0~5歳児	7:00~19:00	4	誕			
埼玉東萌保育園		39	川柳町 1-582-1	973-7461	0~5歳児	7:00~19:00	4	誕		南	
越谷レイクタウンどろんこ保育園		40	レイクタウン 5-15-5	972-4111	0~5歳児	7:00~19:00	2	2	◎*		
第二おおたけ保育園		41	北越谷 5-6-33	940-3517	0~5歳児	7:00~19:00	3	誕			
西大袋保育園		42	大竹 818-3	940-8181	0~2歳児 (希望者は3歳児以降 大袋北は別途)	7:00~19:00	3	誕		北	
東大沢保育園		44	東大沢 4-31-1	940-3037	0~5歳児	7:00~19:00	3	誕	◎		
みずべこどもの家保育園		45	レイクタウン 6-11-4	967-5570	0~5歳児	7:00~19:00	4	誕		南	
にじの駅保育園		46	レイクタウン 4-4	940-2484	0~5歳児	7:00~19:00	3	3			
つぐみ保育園		47	レイクタウン 5-7-2	987-6667	0~5歳児	7:00~19:00	6	6			
つぐみ保育園分園 (「2歳児クラスまでの保育所」に該当しません)		43	レイクタウン 8-13-2	940-8885	0~2歳児 (3歳児以降つぐみ保育園)	7:00~19:00	6	6			
エンジェルハウス保育園		48	大沢 4-10-2	973-7498	0~5歳児	7:00~19:00	4	4	△		
「こころの花」ほいくえんレイクタウン駅		49	流通団地 4-115-5	971-8705	1~2歳児	7:00~19:00					

■表の注釈

最大保育時間 (前ページ参照)	最大の預かり時間。()内は土曜日 (ない場合は平日と同じ)。 ㊟は土曜日等の保育を別施設で預かり
0歳児 受可(受入可能月齢)(20ページ参照)	3…入所希望月初日に生後3か月経過から受入可能
延長(保育短時間の通常時間(保育所 8:30~16:30)を超えての預かり)(前ページ参照)	誕…1歳の誕生日から可能 3…生後3か月経過から可能
特別支援保育 (25ページ参照)	◎…程度を問わず受入相談可 ○…中程度まで可 △…軽度は可 ※私立保育園は、印があっても、施設の受入体制、条件等により受入できないことがあります。 ★越谷どろんこ保育園及び越谷レイクタウンどろんこ保育園の特別支援保育受入れは、本部の独自基準による判断があります。
送迎保育 (12ページ参照)	指定保育所 北…北越谷保育ステーション 南…南越谷保育ステーション

幼稚園
プラス保育幼稚園
保育所・保育園
認定こども園(教育)
認定こども園(保育)
地域型保育
企業主導型保育
一時・病児・認可外等

認定こども園(保育部分) →「教育部分」は5ページ

各施設の詳細は「保育施設ガイド」をご覧ください。特徴や施設からのメッセージがあります。

認定こども園(幼保連携型認定こども園)とは、保育所機能と幼稚園機能の両方を一体的に提供するとともに、地域の子育て世帯向けの支援事業を実施する施設です。

幼稚園と保育所の機能をあわせもち、教育時間の間は、教育標準時間(1号)の児童と一緒に教育・保育を受けます。教育時間のあと、保育認定を受けているお子さんは、保育所と同様の保育を受けます。

クラス年齢 →一覧参照

原則として0~5歳児(異なる園もあります)。

入園方法 →具体的には17ページ。指数は37ページ参照

市に申込。指数順に利用調整し入園の可否や入園先を決定します。(※教育部分は園に申込)

利用に必要な認定

「教育・保育給付認定」の「保育認定(2号・3号)」※父母共に「保育が必要な事由」が必要です。

利用者負担額(基本の保育料)で利用できる時間 →一覧参照

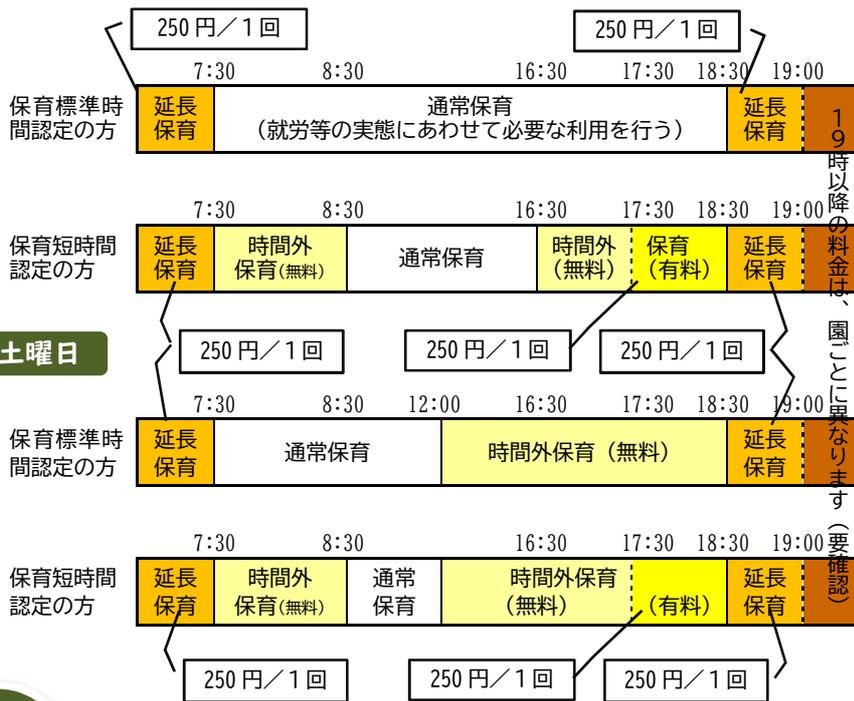
満1歳未満の保育時間に条件が付く施設があります。

預けたい時間区分にあわせて施設をお選びください。

※開所時間・閉所時間が異なる施設があります。

月曜日~金曜日

※保育標準時間が保育短時間かで料金設定が変わります



ポイント

※「保育所・保育園」(9ページ参照)の「ポイント」も要確認

- ① 申込時の保育部分(2号)と教育部分(1号)の併願
教育部分・保育部分あわせて1つの施設です。両方の認定を受けることはできません。申込時にどちらか選択し、申し込んでください。
- ② 上乗せ徴収
認定こども園では、3歳児以上になると、教育時間で認定を問わず同じ教育を受けます。このため、教育にかかる費用として、特別教育費などの上乗せ徴収があります。

例 認定こども園の1日



- 保育標準時間 条件(就労の場合) 就労時間が週30時間以上かつ月120時間以上
- 保育短時間 条件(就労の場合) 就労時間が月64時間以上保育標準時間未満

教育・保育の方針や認定による違い、料金など、納得して申し込いただくため、あらかじめ説明会への参加や見学をお願いします

給食

完全給食を実施しています。旬の食材やできるだけ多くの種類の材料を使用し、バランスのとれた食事に努めています。※アレルギー等で食事制限の必要なお子さんには、除去食の対応も行っております。(アレルギーの程度により対応できない場合もありますので、あらかじめ確認してください。)

認定こども園(保育部分)の一覧 ⇒教育部分は6ページ参照

※申込書等の希望保育施設の欄には、間違え防止のためできるだけ施設コードも記入してください。

施設名	(施設コード)	所在地 ※(保)保育部分 (教)教育部分	電話番号 (048)	クラス 年齢	最大保育時間	0歳児 受可 延長	特別 支援 保育
認定こども園 わかばの森ナーサリー	30	新越谷 1-31-18	990-1983	0~5 歳児	7:00~19:00 ※1号認定の設定は ありません	6 誕	
第二愛隣こども園	31	川柳町 3-275-1	986-0318	0~5 歳児	7:00~19:00 (1号:8:00~18:00)	3 誕	
認定こども園小牧	62	(保)大間野町 5-239-2 (教)大間野町 5-147-1	(保)985-0016 (教)985-4890	1~5 歳児	7:00~19:00 (1号:8:00~18:00)		
こぼとの里こども園	32	神明町 3-246-3	964-5660	0~5 歳児	7:00~19:00 (1号:8:00~18:00)	3 誕	
幼保連携型認定こども園 越谷さくらの森	33	増林 5987-1	(保)960-1301 (教)966-0301	0~5 歳児	7:00~19:00 (1号:7:00~19:00)	6 誕	
認定こども園しらこぼと幼稚園	34	袋山 631-3	977-8031	1~5 歳児	7:00~19:00 (1号:7:30~18:30)		△
認定こども園北越谷幼稚園	35	北越谷 3-2-18	976-5717	1~5 歳児	7:00~19:00 (1号:7:00~19:00)		
しらとりこども園	56	弥十郎 275-1	977-7131	0~5 歳児	7:00~19:00 (1号:7:30~18:30)	3 誕	
認定こども園まどか幼稚園	61	平方 299-2	974-5435	0~5 歳児	7:00~19:00 (1号:8:00~19:00)	3 誕	

■表の注釈

最大保育時間 (前ページ参照)	最大の預かり時間。()内は土曜日 (ない場合は平日と同じ)。
0歳児 受可(受入可能月齢) (20ページ参照)	3…入所希望月初日に生後3か月経過から受入可能
0歳児 延長(保育短時間の通常時間(保育所 8:30~16:30)を超えての預かり)(前ページ参照)	誕…1歳の誕生日から可能 3…生後3か月経過から可能
特別支援保育 (25ページ参照)	○…中程度まで可 △…軽度は可 ※印があっても、施設の受入態勢、条件等により受入できないことがあります。

送迎保育

都内等への通勤者が多い状況を踏まえ、南越谷保育ステーションと北越谷保育ステーションから指定私立保育園への送迎を行っております。

- 対象 満1歳以上の健康な児童。「月ぎめ利用」と「スポット利用」があります。

月ぎめ利用 (1か月単位の利用) 次の利用原則に該当する方。

- ・父母いずれかが電車通勤(又はひとり親世帯)で、日常的に指定保育園の保育時間内に送迎が困難なこと。 ※送迎困難な状況が1か月以上継続する場合に限りです。
- ・保護者が保育ステーション事業と入園保育園の保育内容に協力できること。

※入園保育園の保育士等との交流(園でお子さんがどんな様子だったか直接お話す、荷物の入替など)のため、1週間に1回程度入園保育園への送迎が必要です。

スポット利用 普段は開園時間内に送迎できるが、勤務等の理由で開園時間内の送迎が困難な方。通勤方法等にかかわらず1日単位(朝のみ・夕のみでも可)の利用となります。

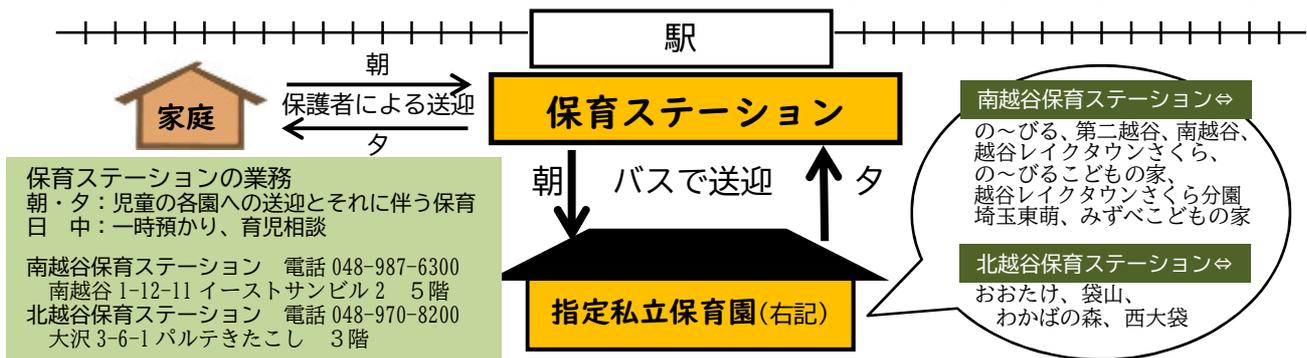
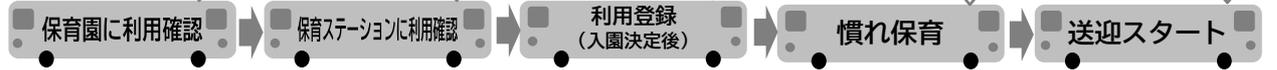
- 定員 20名(スポット利用は、月ぎめ利用者に余裕がある場合に申込順に予約・利用できます。)

- 費用 1日500円

- 送迎時間 次の時間帯で保育ステーションと調整

- ・朝の送り 6時30分~7時30分
- ・夕方の迎え 19時00分~21時00分

- 申請手順



※レイクタウン保育ステーションでは、送迎保育は実施していません。

幼稚園
プラス保育幼稚園
保育所・保育園
認定こども園(教育)
認定こども園(保育)
地域型保育
企業主導型保育
一時・病児・認可外等

地域型保育 ※対象：0～2歳児

各施設の詳細は「保育施設ガイド」をご覧ください。特徴や施設からのメッセージがあります。

地域型保育は、保育認定を受けたお子さん（0～2歳児）を預かり、家庭的な環境の中で心身ともに健やかに育成している施設です。「家庭的保育」、「小規模保育（A・B・C型）」、「事業所内保育」等に分類され、これらを総称して「地域型保育」といいます。

類型の概要

家庭的保育	定員5人以下。家庭的な雰囲気。
小規模保育	定員6～19人。きめ細かな保育を行う。
事業所内保育	従業員の子と地域の子と一緒に保育。
居宅訪問型保育	保護者の自宅で1対1で保育を行う。

クラス年齢 ⇒一覽参照

原則として0～2歳児（異なる園もあります）。

入園方法 ⇒具体的には17ページ参照。指数は37ページ参照

市に申込。指数順に利用調整し入園の可否や入園先を決定します。

利用に必要な認定

「教育・保育給付認定」の「保育認定（2号・3号）」

※父母共に「保育が必要な事由」が必要です。

利用者負担額（基本の保育料）で利用できる時間

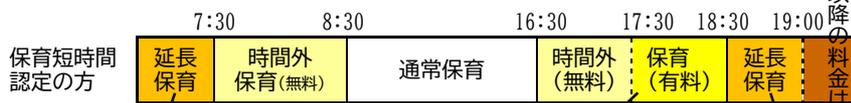
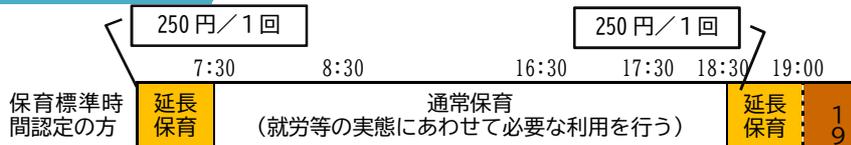
満1歳未満の保育時間に条件が付く施設があります（⇒一覽参照）。

預けたい時間区分にあわせて施設をお選びください。

※土曜日に開所していない施設や、開所時間・閉所時間が異なる施設、料金設定が異なる施設があります。

月曜日～金曜日

※保育標準時間か保育短時間かで料金設定が変わります



土曜日



例 地域型保育の1日



保育標準時間

条件(就労の場合)

就労時間が週30時間以上かつ月120時間以上

保育短時間

条件(就労の場合)

就労時間が月64時間以上保育標準時間未満

給食

完全給食を実施しています。

旬の食材やできるだけ多くの種類の材料を使用し、バランスのとれた食事に努めています。

※アレルギー等で食事制限の必要なお子さんには、除去食の対応も行っております。

(アレルギーの程度により対応できない場合もありますので、あらかじめ確認してください。)

ポイント

※「保育所・保育園」(9ページ参照)の「ポイント」も要確認

◎特色ある保育

長時間の延長保育、生後6週間からの預かりなど、特色ある保育を展開しています。

◎連携施設(※連携先や受入人数等については、変更となる可能性があります)

連携施設が設定されている場合、3歳児以降は連携先の幼稚園等に優先して入園できます(2歳児クラスに10月以降に入園した場合を除く)。

※各地域型保育から優先入園できる人数枠等は、施設同士で結んでいく協定書等によります。2号認定で優先枠の人数を超える希望があった場合、市が園内希望者で指数順の利用調整を行います。

利用者負担額

(基本の保育料)は、保育所・保育園や認定こども園と同じです!

地域型保育の一覧

小規模保育

※0歳児の欄が斜線となっている施設は、1歳児クラスからの受入れとなります。
 ※申込書等の希望保育施設の欄には、間違え防止のためできるだけ施設コードも記入してください。

施設名	(施設コード)	所在地	電話番号(048)	平日最大保育時間	土曜最大保育時間	0歳児受可	延長	特別支援保育	連携施設
こうさぎ園弥十郎の森	3024	弥十郎 377-5	971-8244	7:30~19:00	7:30~18:30	1・2歳児のみ			P
みらいほいくえん越谷園	3008	東越谷 2-15-13	963-8100	7:30~19:30	7:30~18:30	6週	2	△	P
ふえありい保育園東越谷園	3011	東越谷 1-9-17	963-2351	7:30~19:00	7:30~18:30	4	4		P
赤ちゃん保育アカデミー	3006	東越谷 3-1-16 ※R3中に移転(移転先:花田 4-8-14)	964-3181	7:30~19:00	7:00~19:00	4	誕		保
アルタベビー東越谷園	3046	東越谷 3-5-9	961-8132	7:30~19:00	7:30~18:30(共)	3	6	△	P幼
はなたどんぐり保育園	3047	花田 4-15-26	940-0389	7:30~19:00	7:30~18:30	4	4	△	P幼
きらら・キッズおおぶくろ	3002	袋山 1020-7	971-0666	7:30~19:00	7:30~18:30	4	4	△	P保
みらいほいくえん大袋駅前園	3008	袋山 1421	974-4000	7:30~19:30	7:30~18:30	6週	2	△	P
大袋保育室ポコ・ア・ポコ	3055	大里 726-1	973-7273	7:30~19:00	7:30~18:30	6	誕		P
しらこぼと附属保育園大袋駅前	3036	袋山 1081-7	975-5810	7:30~18:30	7:00~19:00(共)	2	2	△	保
しらこぼと附属保育園せんげん台駅前	3041	千間台東 1-5-17	972-4153	7:30~18:30	7:00~19:00(共)	6	6	△	保
エンゼルキッズ	3005	千間台西 2-6-18-101	973-6660	7:00~19:30	7:30~19:00	6週	6週		P
Kidsふれいすバンビーノ	3012	千間台東 1-9-9-101	976-8880	7:00~20:00	7:00~18:00	6	6		P
キッズハウスクレヨンあんず組	3015	千間台西 2-13-1 1F	972-5246	7:00~19:00	7:00~19:00(共)	1・2歳児のみ		△	P保
キッズハウスクレヨンひよこ組	3020	千間台東 1-19-8	979-7296	7:00~19:00	7:00~19:00	2	2	△	P保
apple tree	3016	千間台西 6-4-24	915-9034	7:00~19:00	7:00~19:00	6週	6週	△	P
休せんげん台スマートマシ保育園	3025	千間台西 3-2-12	973-7353	7:00~19:30	7:00~19:30	4	4		P
(仮称)コマームナーサリー北越谷 ※kuritaのんから名称変更予定	3057	大沢 3219-14	964-5615	8:00~19:00	8:00~19:00	1・2歳児のみ			P
北越谷ひまわり園	3017	北越谷 5-9-28	971-1993	7:30~18:30	7:30~18:30	2	2		P
モンクール. 保育園北越谷園	3019	北越谷 4-3-20 1F	977-8120	7:30~19:00	7:30~18:30	4	6	△	P保
みらいほいくえん北越谷園	3045	北越谷 4-15-5	978-6100	7:30~19:30	7:30~18:30	6週	2	△	P
エンジェルハウス蒲生第一園	3014	蒲生茜町 11-5 1F	990-1040	7:30~19:00	7:30~19:00	4	4	△	P
エンジェルハウス蒲生第二園	3026	蒲生茜町 11-5 1F	961-3131	7:30~19:00	7:30~19:00	4	4		P
ひだまり保育園	3003	南越谷 4-18-1	988-7700	7:00~19:00	7:00~19:00	2	2	◎	P
ぼかぼか保育園	3053	南越谷 4-12-7	990-6345	7:00~19:00	7:00~19:00(共)	2	2	◎	P
モンクール. 保育園南越谷園	3050	南越谷 1-1-59-102	907-1243	7:30~19:00	7:30~18:30	4	6	△	P
南越谷保育室ポコ・ア・ポコ	3004	南越谷 4-9-7	987-5959	7:30~19:00	7:30~18:30	6	誕		P
蒲生保育室ポコ・ア・ポコ	3022	蒲生茜町 13-5 1F	989-1981	7:30~19:00	7:30~18:30(共)	6	誕		P
ふえありい保育園南越谷園	3009	南越谷 1-5-58 A	986-3375	7:30~19:00	7:30~18:30	4	4		P
ふえありい保育園 蒲生園	3013	蒲生茜町 28-13	989-3035	7:30~19:00	7:30~18:30	4	4		P
ぬくもりのおうち保育新越谷園	3032	新越谷 1-57-2	940-2088	7:30~19:30	7:30~18:30	6	6		幼
蒲生ちゃいんど園	3033	蒲生寿町 18-43	916-7219	7:00~19:00	7:00~19:00	6	6	△	P
モンクール. 保育園蒲生園	3037	蒲生寿町 14-5	971-7447	7:30~19:00	7:30~18:30	4	6	△	P
(仮称)ファニー保育園 ※ハイリンガルキッズルーム:ファニーから名称変更予定	3007	弥生町 6-8	960-1212	7:30~19:00	8:00~19:00	1・2歳児のみ			P
エンジェルハウス越谷西口園	3010	赤山町 1-135	967-3358	7:30~19:00	7:30~19:00	4	4		P保
エンジェルハウス越谷東口園	3023	越ヶ谷 2-6-2 1F	963-8377	7:30~19:00	7:30~19:00	4	4		P保
こうさぎ園ひがしの森	3018	弥生町 3-36	971-7697	7:30~19:00	7:30~18:30	6	6		P
こうさぎ園となりの森	3028	弥生町 3-36	080-6718-1430	7:30~19:00	7:30~18:30(共)	6	6		P
アルタベビー越谷園(東口)	3039	弥生町 16-1 Bシテイ 1F	971-9742	7:30~19:00	7:30~18:30(共)	2	6	△	P幼
アルタベビー越谷西口園	3056	赤山本町 19-1	940-8552	7:30~19:00	7:30~18:30(共)	2	6	△	P幼
モンクール. 保育園越谷東口園	3030	柳町 1-43	940-8975	7:30~19:00	7:30~18:30	4	6	△	P
しおどめ保育園越谷	3038	相模町 1-322-4	987-7070	7:00~19:00	7:30~18:30	1・2歳児のみ		△	P
西方保育室ポコ・ア・ポコ	3048	西方 1-3379-2	940-6692	7:30~19:00	7:30~18:30(共)	6	誕		P
レイクタウンフルール園	3052	レイクタウン 1-28-4	967-5297	7:00~19:00	7:00~19:00	6	6	△	P
エンジェルハウスレイクタウン園	3040	レイクタウン 2-15-11	940-2344	7:30~19:00	7:30~19:00	6	6		P
モンクール. 保育園レイクタウン北口園	3027	レイクタウン 2-10-22	961-8332	7:30~19:00	7:30~18:30	4	6	△	P
モンクール. 保育園レイクタウン南口園	3049	レイクタウン 7-11-14	907-1242	7:30~19:00	7:30~18:30	4	6	△	P
レイクタウンひなた保育園	3029	レイクタウン 8-11-5	985-8878	7:30~19:30	7:30~19:30	6週	6週	△	P
レイクタウン保育室ポコ・ア・ポコ	3051	レイクタウン 8-10-1	971-9996	7:30~19:00	7:30~18:30	6	誕		P
キッズハウスクレヨンいちご組	3031	レイクタウン 8-10-2 1F	973-7709	7:00~19:00	7:00~19:00	1・2歳児のみ			P
キッズハウスクレヨンいるか組	3034	レイクタウン 8-10-2 1F	961-8887	7:00~19:00	7:00~19:00(共)	1・2歳児のみ			P
レイクタウンひまわり園	3035	レイクタウン 5-11-6-101	973-7830	7:30~19:00	7:30~18:30	2	2		P
うららか保育園	3042	レイクタウン 6-5-13	993-4715	7:30~19:00	7:30~18:30	6	誕	◎	幼
ふえありい保育園レイクタウン・トト園	3043	レイクタウン 7-8-14	947-5698	7:30~19:00	7:30~18:30	4	4		P
ふえありい保育園レイクタウン・レノ園	3044	レイクタウン 7-8-14	947-7750	7:30~19:00	7:30~18:30(共)	4	4		P
ふえありい保育園レイクタウン・みかん園	3054	レイクタウン 7-8-14	947-5114	7:30~19:00	7:30~18:30(共)	4	4		P

※「表の注釈(それぞれの項目の意味)」は、次のページをご覧ください。

※令和4年4月開園の事業所は発行時点で未定です。決まり次第ホームページ等でお知らせします。

幼稚園

プラス保育幼稚園

保育所・保育園

認定こども園教育

認定こども園保育

地域型保育

企業主導型保育

一時・病児・認可外等

家庭的保育・事業所内保育

※0歳児の欄が斜線となっている施設は、1歳児クラスからの受入れとなります。
 ※申込書等の希望保育施設の欄には、間違え防止のためできるだけ施設コードも記入してください。

	施設名	(施設コード)	所在地	電話番号(048)	平日最大保育時間	土曜最大保育時間	0歳児		特別支援保育	連携施設
							受可	延長		
家庭的	よつば保育室	2001	大泊 690-49	971-3180	8:30~17:00	×	3	誕		P
	三和乳児園	2002	南越谷 3-1-55	964-5149	8:30~17:30	×	1・2歳児のみ			
	鈴木家庭保育室	2003	南越谷 3-5-22	962-6756	(令和4年度休園予定)					
事業所内	あおぞらたち保育園	4003	大沢 3-15-13	940-6815	7:00~19:00	7:00~19:00	6	誕	△	P
	Kids あいあい	4002	大里 729-1	940-1533	7:30~19:30	7:30~19:30	6	6	◎	P
	すくすくキッズけいわ	4006	千間台西 2-11-14	978-0406	7:30~19:30	7:30~19:30	1・2歳児のみ			P
	あいりんのおうち	4004	蒲生 3-8-53	940-3913	7:00~19:00	7:00~19:00	6	誕		P幼保
	イオンゆめみらい保育園レイクタウン	4005	レイクタウン 3-1-1mori 内	993-4221	7:00~22:00	7:00~22:00	2	2		

■表の注釈

平日最大保育時間 (13ページ参照)	最大の預かり時間
土曜最大保育時間 (13ページ参照)	最大の預かり時間 (◎)…別施設で預かり ×…土曜日は開所しない
0歳児 受可(受入可能月齢) (20ページ参照)	3…入所希望月初日に生後3か月経過から受入可能
0歳児 延長(保育短時間の通常時間(保育所 8:30~16:30)を超えての預かり) (13ページ参照)	誕…1歳の誕生日から可能 3…生後3か月経過から可能
特別支援保育 (25ページ参照)	◎…程度を問わず受入相談可 ○…中程度まで可 △…軽度は可 ※印があっても、施設の受入態勢、条件等により受入できないことがあります。
連携施設 (13ページ参照) ※連携先や受入人数等については、変更となる可能性があります。	幼…幼稚園または認定こども園の教育部分と設定あり 保…保育園または認定こども園の保育部分と設定あり P…こしがや「プラス保育」幼稚園と設定あり(※プラス保育枠の利用を確約するものではありません。別途申込の上、各園で選考があります。)

あらかじめ見学を

※新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、見学会以外の見学は対応できない場合があります。

毎年9月頃に全保育所・認定こども園・地域型保育で見学会を行います。ぜひお越しください。
 なお、随時見学することもできますが、事前に施設へ電話等で確認をお願いします。

公立保育所	毎月、保育所の地域開放事業として「遊ぼう会」を行っております。戸外遊びやお誕生日会など入所児童と一緒に遊びます。
私立保育園 認定こども園 地域型保育	たくさんの参加行事があり、一斉見学会と別に説明会等を行っています。直接、各施設にお問い合わせください。

※こしがや「プラス保育」幼稚園は、上記の一斉に行う見学会の対象外ですが、各園で説明会を行います。直接、各施設にお問い合わせください。

★保育士の皆さん★

こしがやの保育現場で働きませんか？

公立・私立・地域型の園長みんなて



保育士のあなたを待っています！

越谷市オリジナルの取組

- 様々な形で公立・私立・地域型の枠を超えた交流研修等を行っています。横のつながりがあり、困っても孤立しないよう取り組んでいます。
- 保育士のやりがいや魅力をまとめたリーフレット「保育士になりませんか」を作成し、小・中学生に発信しています。

ご利用ください

越谷市公式ホームページ内

「越谷市内の保育施設で働きませんか」

- 私立の保育施設の求人状況が一覧で分かります。
 - 市内の保育施設に関する就職説明会等の紹介をします。
 - 就職に関する支援資金などの支援策を紹介しています。
- https://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi_shisei/ko_sodate/hoikusho/hoiku-hataraku.html



こんな保育士さんを待っています

- 子どもと遊ぶことが好き！
- 毎日違う子どもの表情や成長に寄り添いたい！
- 子どもの笑顔に囲まれたい！

●私立保育園	各園で職員を随時募集しています。また、合同就職説明会などを実施しています。 (問合せ)越谷市私立保育園・認定こども園協会 http://koshigaya-private-nursery.org/ 電話 048-985-7127
●地域型保育	各園で職員を随時募集しています。 (問合せ)越谷市地域型保育連絡協議会 電話 048-988-7700
●公立保育所	募集する場合、広報こしがやや越谷市ホームページ等で随時お知らせします。

子どもたちが待っています！

企業主導型保育

空き状況など各施設の詳細は園に直接問い合わせてください。

企業主導型保育は、多様な働き方に対応した企業主導の保育サービス等を提供する事業で、内閣府が実施主体となっています。法人の事業主拠出金を活用し、運営費や施設整備に助成を受けることで、認可保育所等と同等の運営を行うことを特徴としています。自社等の従業員のお子さんを預かる施設ですが、「地域枠」を設定している施設については、従業員に限らず、地域にお住まいのお子さんをお預かりしています。

クラス年齢 ⇒一覧参照

原則として0～5歳児（0～2歳児など異なる園もあります）。

入園方法

施設に申込。施設が入園の可否を決定します。

「地域枠」の利用に必要な認定

「教育・保育給付認定」の「保育認定(2号・3号)」

※父母共に「保育が必要な事由」が必要です。

※保育所等の利用調整に申し込まず、企業主導型保育だけ申し込むために認定を受けることも可能です。

越谷市内の場合、利用開始時に施設を通じて申請が必要です。

※従業員枠の場合、原則として保育認定は不要です。

利用者負担額(基本の保育料)で利用できる時間

保育所等に準じて運営しています。詳しくは、各施設に確認してください。

ポイント

3歳児～5歳児は基本の保育料が「無償化」認可保育所等と同様に、幼児教育・保育の無償化が適用されます。※企業主導型保育事業で定められている「標準的な保育料」について無償化されますので、施設によっては保育料がかかる場合があります。詳しくは、各施設に確認してください。

特色ある保育

企業主導による保育事業です。英語に力を入れているところ、幼稚園等が運営しているところなど特色ある保育を展開しています。

例 企業主導型保育の1日



企業主導型保育では、市による指数順による利用調整はありません。

企業主導型保育の一覧

(令和3年7月現在で越谷市が把握しているもの。地域枠があるものに限る。)

	施設名	所在地	電話番号 (048)	クラス 年齢	最大保 育時間	定員
地域 枠 有	イングリッシュガーデン保育園	赤山町 5-9-21	967-1321	0～5歳児	7:30～19:30	30
	めぐり Kids' House	弥十郎 582-1	972-6327	0～5歳児	7:00～18:00	28
	アンソニー保育園(令和3年10月開設予定)	七左町 5-1-2 1階	03-5793-1717 (開設担当者)	0～2歳児	7:30～18:30	19
	こはるのもり保育園	大竹 843-5	940-3166	0～2歳児	7:00～18:30	15
	ぞうさん保育園	大松 700	970-1115	1～2歳児	7:00～19:00	12
	とびばこ舎保育園	レイクワン 2-28-14	987-1150	0～2歳児	7:00～20:00	14

■表の注釈

最大保育時間 最大の預かり時間

定員

施設全体の定員（地域枠＋従業員枠）

※定員は、全体のを示しています。「地域枠」の受入人数等は、各施設に確認してください。

幼稚園

プラス保育幼稚園

保育所・保育園

認定こども園(教育)

認定こども園(保育)

地域型保育

企業主導型保育

一時・病児・認可外等

2

保育施設の利用申込

- 1号認定・2号認定・3号認定とは？
 - 保育標準時間・保育短時間とは？
- 保育施設を利用する上での重要事項です。

申込の流れの概要

📌保育施設



ここからは、保育施設（保育所・保育園、認定こども園（保育部分）、地域型保育）の申込について説明していきます。順を追って流れを確認しながら準備を進めましょう。

📌事業所内保育(従業員枠)・企業主導型保育(地域枠)

利用に当たって、市が利用調整を行わない「事業所内保育の従業員枠」や「企業主導型保育の地域枠」についても、教育・保育給付認定の「保育認定」を受けることとなっています。

これらに該当する利用をする場合、施設に教育・保育給付認定申請書等を提出することとなります。手続については、施設から案内されます。

📌子ども・子育て支援新制度

ここで、教育・保育給付認定などのもととなる「子ども・子育て支援新制度」について紹介します。

子ども・子育て支援新制度は、質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠、出産から育児までの切れ目ない支援を行うことを通じて、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものです。

メインコピーの「すくすくジャパン！」には、新制度において充実を図っていく支援によって、子どもたちにすくすく育ってほしい、ママやパパにも親としてすくすく育ってほしい、という思いが込められています。また、サブコピーとなる「みんなが、子育てしやすい国へ。」には、行政をはじめ社会全体で誰もが安心して子育てができ、「子どもの最善の利益」が実現される国にしていこう、というメッセージが込められています。

※表紙の鼓笛隊も、すくすくジャパンのキャラクターです。



子どものための教育・保育給付認定

📌教育・保育給付認定とは

保育所・保育園、新制度幼稚園、認定こども園、地域型保育などの利用を希望する保護者の方には、利用（子どものための教育・保育給付）のための認定を受けていただきます。

次の3つの区分に応じて、施設などの利用先が決まっていきます。

認定区分	利用先	対象年齢	認定を受けるための条件						
教育標準時間認定 1号認定	新制度幼稚園 認定こども園(教育部分)	満3歳以上 ※2号認定と同じ	教育を希望する場合(⇒27ページ参照)						
保育認定 2号認定	保育所 認定こども園(保育部分) 企業主導型保育(地域枠)	満3歳以上 (満3歳の誕生日の前日から)	<p>「保育が必要な事由(⇒次ページ参照)」に該当し、保育所等での保育を希望する場合</p> <p>さらに!「保育認定(2号・3号)」は次のいずれかに区分されます</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>就労時間等の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 保育標準時間</td> <td>週30時間以上かつ月120時間以上</td> </tr> <tr> <td>B 保育短時間</td> <td>月64時間以上 上記未滿</td> </tr> </tbody> </table>	区分	就労時間等の基準	A 保育標準時間	週30時間以上かつ月120時間以上	B 保育短時間	月64時間以上 上記未滿
区分	就労時間等の基準								
A 保育標準時間	週30時間以上かつ月120時間以上								
B 保育短時間	月64時間以上 上記未滿								
保育認定 3号認定	保育所 認定こども園(保育部分) 地域型保育 企業主導型保育(地域枠)	満3歳未滿 (満3歳の誕生日の前々日まで)							

※120時間の目安：週5日かつ1日6時間
➡ 保育時間に影響します(⇒9ページ等)

保育認定（2号・3号）の事由

保育認定（2号・3号）に当たっては、保護者（父母）に次のいずれかの事由があり、常時（月64時間以上）（目安：週4日以上かつ1日4時間以上）保育が必要な状態にあることが必要です。

「集団生活を経験させたい」、「教育を受けさせたい」などの方は、1号認定となります。

保育が必要な事由		標準・短時間	認定期間・入所期間
就 労	日常の家事以外の仕事をしている場合 ※フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働などを含む ※無収入の労働は、ボランティアと同義のため、就労とみなせません。	就労時間による ⇒前ページ「さらに！」参照	最長3年間（就学前） （認定は3年間だが、事由継続の場合就学前まで延長できる。以下同じ）
求職活動	求職活動を継続的に行っている場合（就労内定を含む）	保育短時間（就労内定の場合は就労予定時間による）	3か月 ※期限内に勤務証明書が提出された場合は、最長で3年間（就学前）とする。
育児休業取得中の継続利用	育児休業取得中に、既に保育を利用している子がいて継続利用が必要な場合 ※新規入所の児童は該当しません（就労要件のときから利用を継続していることが必要です。利用していない期間があると、この要件につながりません）	保育短時間	産まれるお子さんが1歳を迎える年度の3月末（翌年度5歳児の場合は、就学前まで） ※期間経過後、5月14日までに復帰した場合は、最長で3年間（就学前）とする。 ※期間経過後に生まれた子の保育所等の4月入所申込をしたが入所できなかった場合は、「満2歳に達する年度の3月末まで」期間を延長する（ただし延長期間中も申込状態の継続が必要。再延長はできない）。
妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後間もない場合	保育標準時間	出産前：出産予定月を基準に前2か月 出産後：出産日を基準に後8週の翌日が属する月末 以後継続したい場合は退所の上再申込
就 学	学校または職業訓練校に在学している場合	就学時間による（就労参照）	最長3年間（就学前）
病気・障がい	病気、負傷、心身に障がいがある場合	保育標準時間：利用調整の基準指数18以上	※保育の必要性がなくなった場合は、その時点まで。
病人の看護等	同居の親族（長期間入院等をしている場合も含む）を介護又は看護している場合	保育短時間：利用調整の基準指数4以上17以下	
災害復旧	震災、風水害、火災等の復旧にあたる場合	保育標準時間	
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	保育標準時間	
その他	上記に類する状態にある場合	申請内容による	

※保護者がお子さんを保育できる場合は、認定を受けられません。

※事由によって認定期間が異なります。事由がなくなったときは、認定取消（退所）となります。

※認定期間中は「常時」を常に満たす必要があります。（例 毎月40時間程度の就労だが、ある月だけ64時間を超える→認定できない）

※出産予定日が次に該当する場合は、出産要件としての申込となります（移行の場合を除く）。

4月入所の場合：3月19日～5月12日（翌月14日までに職場復帰できない期間、労働基準法の就業禁止期間）

教育・保育給付認定決定（変更決定）通知書・支給認定証

認定されていることを越谷市が通知する書類です。保護者やお子さんの氏名、住所、認定区分、有効期間等が記載されています。

施設や事業所から提示を求められた際や、認定事項を変更する場合に必要となりますので、大切に保管してください。

※教育・保育給付認定決定通知書が届いても、施設の利用が決定したわけではありません。施設を利用できるかどうかの通知は、別途届きます。

教育・保育給付認定決定通知書			
教育・保育給付認定申請について下記のとおり決定しますので、通知します。			
記			
児 童 氏 名	蒲生 茜		
支給認定証番号	0000012345	児童生年月日	令和 6年11月12日
認定区分	3号	保育必要量	保育短時間
認定有効期間	令和〇〇年 4月 1日 から 令和 6年11月10日 まで	保育を必要とする事由	就労

3号認定の場合、制度上、有効期間が「満3歳の誕生日の前々日まで」となります。期限が近づいたら、職権による2号認定への変更を行います。

毎日のことだから…
 申込書類を入手し、
 見学等しながら、希望保育施設を
 しっかり選びましょう。
 提出に必要な書類の中には、入手に
 時間がかかるものもあります。

ステップ
STEP1

申込前の準備

保育施設ガイドの
 「保育施設選び・見学のポイント」
 もチェック！

見学

入所したら、お子
 さんが毎日過ごす
 場所になるかもしれません。
 公立保育所・私立保育園・認定こども園・地
 域型保育それぞれの個性や特色を見に行
 き、納得できる希望先を選びましょう。
 ※9月に全保育施設一斉見学会も行います



1か所だけしか希望保育施設を書かない方が多くいます。
 しかし、指数順に利用調整を行う中で、あなたの順番にきたと
 き、希望施設が既に埋まってしまった場合、「保留（入れない）」
 という結果になってしまいます。この場合、「近くの他施設を書
 いていれば入れたのに…」という方も…。
 次善策までよく検討し、通える範囲でなるべく多く希望しま
 しょう。

必要書類は
 22ページ
 参照

書類作成

空欄のないように記入
 しましょう。
 ※必要書類がたくさんあります。特に、勤
 務(内定)証明書など時間がかかる書類
 は、早めに勤務先に依頼しましょう。



入手

申込書類配布場所

- 保育入所課
 - 保育所・認定こども園・地域型保育
- ※配布開始時期
 案内冊子：9月上旬
 申込書：10月上旬



平日忙しい人は、保育施設で土曜日にも配布しています！

相談

分からないことや心配なこ
 とがあったら、保育入所課
 にお問合せください。
 窓口や電話で、担当職員や保育コンシ
 エルジュが利用に関する相談を随時お
 受けしています。



保育コンセルジュは、
 公立保育所の所長経験者等です。
 4月入所2次利用調整以降の、
 お子さんの面接なども担当
 しています。

申込へ



※指定期間があります

提出時に保育入所課の職員がチェックしますので、ま
 ずは思うとおりに書いてみてください。
 ※何も書いてないと、提出まで時間がかかります…。

※DL可は、市ホームページからダウンロードできます。

●入所日時時点で越谷市に住所があることが前提となります (市外に住所がある(見込含む)の方は「広域入所」(26ページ)を参照)

申込(認定申請)の条件

状況によって条件を満たす必要があることも、該当する場合はよく確認しましょう。

0歳児は「受入可能月齢」に注意

入所希望月初日に各施設が定めた受入可能月齢を経過していることが必要です。「保育認定の利用先一覧」の0歳児の「受可」欄を確認して希望保育施設を書きましょう。

※令和4年(2022年)4月入所の場合

施設が定めた受入可能月齢	生まれた日	
生後3か月	令和4年1月	1日以前なら申込可
生後2か月	令和4年2月	1日以前なら申込可
生後6週間	令和4年2月17日以前なら申込可	

出生前のお子さんの申込は4月のみ可能

右記の「条件」を満たす場合、申込ができます。4月入所申込受付時に申し込んでください(生まれる子の母子手帳を持参)。

※誕生日が希望保育施設の受入可能月齢を過ぎてしまった場合、申込取消となります。

条件

- 希望保育施設の受入可能月齢(上の表参照)までに出産予定であること(出産が早まる可能性がある場合も可)。
- 令和4年5月14日までに職場復帰すること。

※出産前のため「仮受付」です。出産後に認定変更申請書DL可で氏名・生年月日を届け出て面接を受けることで正式な受付となります。

転入予定者は入所希望月の前月末までに越谷市に住民登録が必要

転入に関する誓約書DL可と不動産売買契約書または賃貸借契約書のコピーの提出が必要です。

例 4月入所を希望 → 3月末日までに住民登録

※越谷市に直接申込と広域入所による申込が選べます(26ページ参照)。

求職中でも申込可能

現在無職で、これから就労を希望する方も申込可能です。ただし、入所後は原則1か月以内に就労し、認定変更申請書DL可と勤務(内定)証明書DL可を提出してください。

※入所翌月15日までに提出しない場合、入所月から3か月で退所となります。

移行(転園)の場合の注意

- 入所後、入所月の翌月分入所から移行の申込ができますが、必ず移れるわけではありません。
- 一度移行が承諾された場合、いかなる理由があっても取消できず、元の施設に戻れません。

だから忘れずに!

申込後に移行(転園)の意思がなくなったら、すぐ申込を取り下げてください!



育児休業中の場合は職場復帰が条件

右表のとおり、入所翌月14日までの復職が条件となります。

育児休業終了予定日より前に保育所等への入所を希望する場合、この条件を踏まえ申込前に職場とあらかじめ協議し、エントリーシートに署名してください。さらに、入所後に復職証明書で復職を確認します。

入所希望月	入所希望	
	復 帰 日	入所希望
復 帰 日	月の1~14日に復帰	月の15日以降に復帰
入所希望可能月の条件	復帰月の前月から入所希望可能	復帰月から入所希望可能
具体例	5月13日復帰→4月入所から申込可	5月15日復帰→5月入所から申込可

例 4月入所を希望 → 5月14日までの職場復帰が条件

転職や短い勤務になる場合は申込時の基準指数を下回らないことが必要

公平性の観点から、入所時点の就労等の状況が、申込時の利用調整の基準指数を下回る場合、原則として退所となります。

申込時から短い勤務等になることが分かっている場合は、その旨を勤務(内定)証明書等に明記してください。

退職し介護等に保育認定の事由が変更となった場合

フルタイム勤務をしていたが、入所を機にパートタイム勤務に変えた場合

利用調整基準指数が同点以上の場合のみ入所継続可能

※ただし、0歳児で、利用施設の保育時間に制限がある(1歳の誕生日までは8時30分~16時30分の預かりに制限されている等)ためやむを得ず短い勤務をする場合は、長い預かりができるようになった後指数が戻る場合のみ、継続利用が可能となります。

幼稚園

プラス保育幼稚園

保育所・保育園

認定こども園(教育)

認定こども園(保育)

地域型保育

企業主導型保育

一時・病児・認可外等

準備ができれば、申込書の受付です。
受付期間に市役所に提出します。
移行(転園)以外の方は、お子さんの
面接も行います。

ステップ
STEP2

申込から結果まで

申込の流れ

★1 申込

申込書・必要書類の受付と
お子さんの面接を行います。



公式 twitter で発信します

4月入所一斉受付の受付状況などを
ツイッターでお知らせします。
https://twitter.com/koshi_nyusho



公共交通機関で
お越しください
(特にコミセンは有料
駐車場しかありません)

ポイント

「面接+書類受付」 が必要

一斉受付の場合、お子さんの面接後、別日に行う書類受付時に書類を提出し「**手続完了**」となります。**面接を済ませていない場合、原則、書類受付できません。**

市内移行申込の方は 書類受付のみ

「移行」とは、保育所・認定こども園(保育部分)・地域型保育を利用している方が転園のこと。ただし、**次の場合は面接が必要**です。

- ・市外からの転園の方
- ・事業所内保育の従業員枠の方
- ・認定こども園1号認定で他園も希望する方

※認可外保育施設は「移行」対象外

●4月入所 ※日曜日と各日午前中は大変混雑が予想されます

申込区分	受付日程(一斉受付は令和3年)	会場	受付時間
一斉受付	Step1 面接 10月15日(金)・17日(日)～19日(火) (ホリデイホール) 持ち物:「児童の状況(記入済のもの)」、母子手帳(忘れずに) ※市内移行申込の方は面接不要です(左のポイント参照)。 ※母子手帳持参が必須です。忘れた場合は面接ができません。 ※市役所保育入所課窓口では受付できません。	越谷コミュニティセンター	9:30～15:30 お子さんと一緒に来る
	Step2 書類受付 11月4日(木)～5日(金) (小ホール) 11月9日(火)～10日(水) (ホリデイホール) 11月14日(日) (本庁舎8階) 11月15日(月) (ホリデイホール) ※書類受付はお子さんの同伴不要です。市役所保育入所課窓口では受付できません。	越谷コミュニティセンター 市役所 越谷コミュニティセンター	9:30～16:00 お子さんの同伴不要
2次受付	12月1日(水)～令和4年2月10日(木)	保育入所課	8:30～17:15
3次受付	令和4年2月18日(金)～2月28日(月) 3次受付は、市外からの「令和4年1月以降の転入者」のみ受付。 当該児童のみで利用調整します。	市役所 第二庁舎2階	お子さんと一緒に来る

●5月～3月入所 ★ただし2月・3月入所のメキ切日が土日祝日にあたる場合は前開庁日まで

受付日程	会場	受付時間
入所希望前月の10日まで(土日祝日にあたる場合は翌開庁日*) ※原則、入所希望前々月1日から受付(ただし12～3月入所分は一斉受付で提出可)	保育入所課 (市役所 第二庁舎2階)	8:30～17:15 お子さんと一緒に来る

毎月の受入可能状況はホームページに掲載
4月の受入予定数は一斉受付から公表

★2 利用調整

市が利用調整基準(⇒37ページ参照)に基づき「指数」を付け、指数の高い児童から入所先をあっせんします。併せて、保育認定を行います。

※審査に必要な場合、市が勤務先等に電話等で調査・確認することがあります。

クラス年齢別に市内全体で**指数の高い順**に並べる

指数の高い順に内定

あなたの順番で希望順位と空き状況を確認

例 第3希望と第5希望に空きがある

希望の高い**第3希望**の施設に決定

希望順位の高い保育施設に決定

※空きがない場合は「保留」となります。

記入しなかった園には案内できない
指数を過信して希望先を書かなかったために保留となり、結果が届いてから「あの園も書いておけばよかった…」と後悔している方が毎年見受けられます。

「第1希望だから有利」ということはない

希望する順番に書く
※空きなしでも在園児の転園状況で募集となる場合有地域型保育や認定こども園も対象です。通える範囲でなるべく多くの施設を記入してください。

※希望保育施設は正確に記入し、できる限り「施設コード」も記入してください

★3 結果

入所できる・できないにかかわらず全員に郵送します。保育認定の結果も同時に通知します。

◎通知時期

- 4月入所
- 一斉受付分は2月上旬
 - 2次受付分は3月上旬
 - 3次受付分は3月下旬

5月入所希望前月の下旬以降(20日過ぎ)

2次利用調整の対象者

2次受付からの申込児童と保留児童を対象に調整を行います。一斉受付分の通知後、申込取下げ等のため空きが生じた施設が対象です。

◎通知内容

A Bどちらか
+
保育認定の結果通知

A 承諾

=入所できる

「入所決定後」に進む(⇒23ページ参照)

B 保留

=入所できない

保留の場合、認可外保育施設や幼稚園等の利用も検討ください。

- ・年度末まで案内される可能性あり
- ・幼稚園や認可外保育施設も検討

◎月1回利用調整し、入所可能な場合のみ通知

令和5年(2023年)3月(出産理由の場合を除く)まで月1回利用調整し、入所可能な場合は通知します。
※令和5年4月以降は改めて申込が必要です。

ポイント

申込の必要書類

一人ひとり、提出書類が異なります。確認しながら準備しましょう。

※DL可は、市ホームページからダウンロードできます。

申込児童
1人につき1枚提出

書類提出後は
返却できません

証明書類は発行から
3か月以内のものを提出

申込書類の記載事項に
変更が生じたら届出を

兄弟で同時申込の場合
勤務(内定)証明書など証明書類は原本1部で、それ以外はコピーでも構いません

お手元にも必要な方
必要な方はコピー等をした上で提出してください
※控としてコピーを残しておきましょう

提出時点で証明書の
日付が3か月以上経過
勤務(内定)証明書など、再度会社から証明を受けましょう

申込後に就職・認可外入園
保留となり、待っている間に状況が変わったら届出を。確認できない場合、指数に反映できません

① 申込書【全員対象】

お子さん同伴でお越しください

- 母子健康手帳
- 申込書 DL可
- 児童の状況シート DL可
- エントリーシート DL可
- マイナンバー記入用紙 DL可

母子健康手帳を確認しながら面接します。
※ただし、「一斉受付の書類受付」時は、お子さんの同伴不要です。

※申込書のみ「子育てワンストップサービス」を利用してインターネットから提出が可能です。この場合でも、お子さんの面接等があるため、受付期間内に市役所への来庁が必要となります。

※「個人番号カード」のコピーまたは「個人番号が記載された住民票」を添付してください。
〔通知カード(住所の記載が現住所と一致している場合のみ)+本人確認書類(顔写真付)〕コピーの添付でも可能です。

移行(市内認可保育施設を利用している方の転園申込)の場合は面接不要です。

・保育施設等利用申込または保育の認定に係る手続のため提出したことがある場合、再度の提出は不要です。
・用紙と添付書類のみを封筒(おもて面に児童名・生年月日と第1希望の施設を明記)に封入し提出ください。

② 保育の必要性を証明する書類【全員いずれか必須】

就労(予定)している方	<input type="checkbox"/> 勤務(内定)証明書(所定用紙) DL可 ※越谷市バージョンの就労証明書(国標準の様式) DL可でも提出可能
不規則勤務等シフトがある方 ・自営・在宅勤務の方 ・経営者が自身または親族の方 ・内職の方	<input type="checkbox"/> シフト表(直近3か月分)
	<input type="checkbox"/> 就労状況(予定)申告書 DL可
自営業中心者の場合 自営業協力者の場合	<input type="checkbox"/> 受注表・請負契約書・営業許可証・開業届等(いずれかのコピー)
	<input type="checkbox"/> 最新分の確定申告書・源泉徴収票・給与明細書(いずれかのコピー)
求職活動中の方	<input type="checkbox"/> 求職活動状況報告書(活動していない場合は不要) DL可
出産予定がある方	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳(分娩予定日記載部分のコピー)
学校に在学中の方	<input type="checkbox"/> 在学証明書と時間割表
看護・介護をしている方	<input type="checkbox"/> 介護状況申告書 DL可 + 必要な添付書類(申告書参照)
病気の方	<input type="checkbox"/> 診断書(保育ができないことが明記されている3か月以内のもの)
心身に障がいのある方	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳等(氏名・等級記載部分のコピー)
その他	※上記に当てはまらない方。事前に保育入所課にご相談ください。

証明書類
・父母および同居の祖父母は全員提出してください。
・同居者(祖父母等)が令和4年4月1日で65歳以上の方は、勤務証明書等の提出を省略できます。

③ 該当者のみ必要な書類

令和3年(2021年)1月1日に越谷市に住所がなかった方(1月2日以降に転入してきた方や単身赴任の方等)	<input type="checkbox"/> 市区町村民税課税(非課税)証明書(※税額控除の記載があるもの) ※4~8月入所は令和3年度のもの 9~3月入所は令和4年度のもの
転入予定者の方	<input type="checkbox"/> 転入に関する誓約書 DL可
	<input type="checkbox"/> 住所や転入時期が確認できるもの(不動産売買契約書または賃貸借契約書)のコピー
国外に住所があった方	<input type="checkbox"/> 年間収入申告書 DL可
就労年月日が3年未満だが前職があり、現職との間が1か月以内の転職の場合	<input type="checkbox"/> 前職の就労期間が分かるもの ※就職日と退職日の明記されたもの(離職票、在籍証明書、源泉徴収票等を組み合わせ提出可)
生計中心者が失業している場合(自発的失業を除く)	<input type="checkbox"/> 前職の離職票
父母の一人が単身赴任等で長期不在の場合(※離婚等は除く)	<input type="checkbox"/> 不在期間や理由を証明するもの(退任先が関係の場合は会社による証明必須)
夫婦関係調整調停中の別居の場合(住所が別であることが必要)	<input type="checkbox"/> 調停中であることが分かるもの(裁判所発行)のコピー
保育所等を育児休業や産前産後休業のため退所し、復職時に申し込む場合	<input type="checkbox"/> 育児休業等のため退所したことが分かるもの
生活保護受給者	<input type="checkbox"/> 新規受給者: 受給証明書 更新した方: 受給証のコピー
在宅障がい者がいる場合	<input type="checkbox"/> その方の手帳(氏名・等級記載部分)のコピー
就労等と併せて同居の家族(要介護度3以上)を保護者が月64時間以上介護している場合	<input type="checkbox"/> 介護状況申告書 DL可 + 必要な添付書類(申告書参照)
保育士(保育教諭)として月20日以上かつ1日6時間以上の勤務をしている場合	<input type="checkbox"/> 保育士証のコピー + (市内対象施設勤務者のみ)保育士等就労に関する誓約書 DL可 (取得予定の場合は指定保育士養成施設卒業見込証明書+上記誓約書)
申込児童が認可外保育施設等に通っている場合	
申込児童のきょうだいがプラス保育幼稚園のプラス保育枠を利用している場合(利用内定の場合を含む)	<input type="checkbox"/> 保育室等在園証明書(所定用紙) DL可

マイナンバー記入用紙を提出した場合、課税(非課税)証明書の提出は不要です!
※提出後の処理の結果、課税証明書等の提出をお願いする場合があります(担当者から連絡があります)。

「令和3年度(2021年度)」は令和2年(2020年)中の所得です。
○令和3年度課税(非課税)証明書
→令和3年(2021年)1月1日時点の住所地の役所で発行

扶養の範囲内の方も必ず提出してください
※母が父を配偶者扶養控除の対象にしている
→父母共に課税(非課税)証明書の提出が必要

夫婦関係調整調停中かつ別居している(住民票の住所が別)場合等を除き、利用者負担額(保育料)の算定上、不在者を含めて計算することとなります。また、不在者の勤務(内定)証明書等も必要です。

保育施設等の入所月まで利用し続けていることが前提となります。

※提出書類に虚偽があった場合、入所を取り消します(入所後の場合は、退所となります)。

幼稚園

プラス保育幼稚園

保育所・保育園

認定こども園(教育)

認定こども園(保育)

地域型保育

企業主導型保育

一時・病児・認可外等

入所が決まったあとも、
入所日に向けて準備があります。

流れを確認しておきましょう。

ステップ
STEP3

入所決定後

承諾



※郵送で届きます

健康診断



所定用紙で医療機関を受診します。
※集団生活が不可能と判断された場合、入所取消となります。

説明会 & 契約

(認定こども園・地域型保育のみ)

- 施設で入所後の生活や持ち物など重要事項に関する説明を行います。
※日時は入所決定時に添付
- 認定こども園と地域型保育では、施設と契約を締結します。



利用者負担額(29ページ参照)は、入所月の上旬に郵送します。

お子さんが保育施設で集団生活を過ごすには徐々に慣れる時間が必要です!

入所式

- 入所月の1日付けで入所です。
- お子さんと一緒に施設に登所します。



通常保育

延長保育や時間外保育を希望する方は、入所施設に保育時間協議書を提出し、協議します。

※1歳未満の場合、保育短時間の通常時間のみの預かりとなる施設があります。



慣れ保育

入所式の翌日から、入所当初の一定期間は保育時間が短くなります。
○期間(公立保育所の場合。園により多少異なります。)

0～2歳児	7日間(移行児童4日間)
3～5歳児	5日間(移行児童3日間)

※児童の状態により、もう少し時間がかかることがあります。



持ち物

入所決定後に、各自でそろえていただくものがあります。年齢や施設によって若干異なりますので、詳細は入所説明会または入所後、各施設で確認してください。

(例) 公立の場合 ※私立は施設ごとで異なります。

共通	0～2歳児クラス(乳児)	3～5歳児クラス(幼児)
手さげ袋(汚れ物袋) 下着(ランニングまたは半袖のシャツ) 着替え上下(3組ぐらい)	ふとん(カバー、バスタオル2枚、毛布含む) おむつ、おしりふき おしぼりタオル お食事エプロン、外靴	お昼寝用ベッドの掛布団(毛布) 敷きマット、通園かばん はし、コップ 手拭用タオル、うわばき

入所後の注意

※DL可は市ホームページからダウンロードできます

※継続して「保育認定」が必要

保育施設に継続して入所するには、継続して保育の必要性の認定(⇒17ページ参照)が必要です。入所後、保育認定の事由がなくなり認定取消となったときは、退所となります。

仕事を
辞めた
場合

次のとおりになれば継続可能

- ・1か月以内に就労する。
- ・その翌月15日までに勤務証明書を提出する(できない場合は退所)。

※離職について変更申請が必要です

※退所する場合は早めに退所届を

保育施設を退所する場合は、退所届((兼)認定辞退届)を施設に提出します。

あらかじめ分かっている場合は、退所する45日前までに手続を!

離職した

就職した

勤務時間が変わった

出産予定となった

転居した

申込書類の記載事項に変更が生じた場合

認定変更申請書DL可に必要な書類を添付し、施設または保育入所課に提出します。

※認定は月単位。認定を変更する場合は、前月中に手続が必要です(原則として遡らない)。

受付場所	〆切
保育所等での受付	変更希望の前月20日 (土日祝の場合は次の平日)
保育入所課での受付	変更希望の前月末日

※4月から変更希望の場合は、上記と別の期限となります。

申込から入所決定後まで Q & A



保育認定の申込について

Q1 月 48 時間(週 3 日・1 日 4 時間)の仕事をしています。申込できますか？

A できるが入所後勤務を増やす常時(月 64 時間以上)保育が必要な状態にある必要があります。申込はできますが、基準を満たさないため、入所後、勤務日数を増やすなどして「常時」を満たしてください。

Q2 4 月 15 日に出産予定です。上の子の 4 月入所申込はできますか？

A 出産要件(期間限定入所)で申込可能です。ただし、出産予定日が 3 月 19 日～5 月 12 日の場合、出産休暇中であっても出産要件としての申込となり、期間後も継続したい場合は退所の上再申込となります(移行の場合を除く)。

Q3 育児短時間勤務を利用する予定です。利用調整の指数はどうなりますか？

A 終期が明記されていれば正規の勤務時間による指数となります。時短取得期間の終期が明記されている場合は、正規の勤務時間による指数となります。終期を明記せずに育児短時間勤務を取得した場合は、取得後の勤務時間等による指数となります。

Q4 現在は月 160 時間(月 20 日 8 時間)以上働いていますが、最近 3 か月は月 80 時間(月 10 日 8 時間)程度でした。基準指数は 20 点になりますか？

A 160 時間以上の就労を常態とする場合に 20 点となります。この場合は「月 64 時間以上月 80 時間未満」の指数となります。月 160 時間以上勤務した実績が確認できれば指数が上がる可能性があります。この場合、給与明細など実績が確認できる書類を提出してください。

Q7-1

転職予定です。利用調整の指数はどうなりますか？(育児休業取得中だが復職を機に転職する場合を含む)

Q7-2

育児休業中です。同じ会社に復職しますが、復帰前のフルタイム勤務から短い勤務(育児短時間勤務ではない)に切り替えたいと思っています。可能ですか？

A 指数が同点以上であれば OK 下がるのが分かっているならその旨を明記(下がった指数で利用調整)

Q5

本当は保育所等に入所せず育児休業の延長希望です。どうすれば保留通知がもらえますか？

A 1 ページを参照。

Q6

「希望する特定教育・保育施設等」欄に施設コードは必ず記入が必要ですか？

A 必須ではないができる限り記入をお勧めします。似た名前の施設が市内にいくつもあります。利用調整先の誤り防止のためにも、「●●保育園(30XX)」のような形で保育施設コードの記入をお勧めします。

公平性の観点から、入所時点の就労等の状況が申込時の基準指数を下回る場合、原則として退所となります。退職し介護等に入所資格が変更となる場合も、指数が下がる場合は退所となる場合があります。

短い勤務等になることが分かっている場合は、その旨を勤務(内定)証明書等に明記してください。下がった指数で利用調整を行います。

なお、0 歳児で、利用施設の保育時間に制限がある(1 歳の誕生日までは 8 時 30 分～16 時 30 分の預かりに制限されている等)ためやむを得ず短い勤務をする場合は、長い預かりができるようになった後指数が戻る場合のみ、継続利用が可能となります。

保育施設の入所後について

Q1 第 2 子以降を出産することになった場合、継続入所できますか？

A 育児休業を取得する場合は原則満 1 歳を迎える年度の 3 月末まで。退職する場合「出産」要件期間後就労が必要次のときに継続入所が認められます。ただし、育児休業中は、保育短時間認定に切り替わります。

●出産休暇及び育児休業を取得する場合	産まれるお子さんが満 1 歳を迎える年度の 3 月末まで(入所児童が翌年度 5 歳児の場合は、就学前まで)継続入所ができます。※育児休業法に基づく休暇の取得に原則限ります(口頭での約束や退職扱いは不可)※期間経過時に生まれた子の保育所等の 4 月入所申込をしたが入所できなかった場合、「満 2 歳に達する年度の 3 月末まで」期間を延長(ただし延長期間中も申込状態の継続が必要。再延長はできない)。
●出産予定月を基準に前 2 か月・出産月を基準に後 8 週の間退職する場合	出産要件に切り替わり、出産月から後 8 週の翌日が属する月末までは継続入所が認められます。その後、入所資格を再変更して継続入所したい場合、1 か月以内の就労が必要です。

Q2

2 歳児までの地域型保育に入所した場合、3 歳児以降はどうなりますか？

A 他保育施設に移行することや、幼稚園等に行くことが考えられます。

他施設に移行したい場合は、改めて移行の申込が必要となります。この場合、指数による利用調整を行いますので、必ず移れるわけではありません。なお、地域型保育によっては連携施設の幼稚園等に優先して入園できます(※設定されている場合)。

また、幼稚園の預かり保育も充実しており、お子さんが幼稚園の教育を受けながら就労と両立している方も増えています。

幼稚園

プラス保育幼稚園

保育所・保育園

認定こども園(教育)

認定こども園(保育)

地域型保育

企業主導型保育

一時・病児・認可外等

特別支援保育（軽い障がいや発達の遅れ等で配慮が必要な児童の入所）

教育・保育給付認定の保育認定（⇒17ページ参照）があり、障がいや発達に遅れ等のある集団保育が可能な児童を対象に、「特別支援保育」を実施しています。

受入できる施設は、9ページ～15ページをご確認ください。

※その他の施設を希望したい場合は、事前に施設に相談してください。

※看護師の配置状況は施設により異なります。看護師の配置されている施設については、保育入所課又は施設にお問合せください。

※ DL可 は、市ホームページからダウンロードできます

越谷市における特別支援保育は、「療育手帳をもって」「診断名がついている（疾患がある）」等の形式的な判断ではなく、「お子さんそれぞれの状況を考慮し、集団生活において特別な配慮を必要とするかどうか」で実施の判断をしています。

なお、申込の段階では、特別支援保育の対象となるかどうかはわかりません。下記手続をとおして医師や発達支援の専門職などから意見を伺いながら、児童にとって特別支援保育対象となるかが望ましいのか、どのような支援が必要か、等について総合的に検討した上で判断をさせていただきます。

※**手続の概要**（「4月入所の場合」と「5月以降に入所を希望する場合」は、受付期間や申込締切日が異なります）

仮申込

（入所相談）



特別支援保育のホームページはこちら

受付期間内に電子申請又は電話・窓口でお子さんの状況や体験入所（保育観察）の希望日をお聞きします。翌月までの予定が分かるものを用意し、保育入所課にご連絡ください。

※4月入所の申込：9月上旬（以後は個別対応しますので、保育入所課に電話（048-963-9167）で御相談ください。）

電子申請

4月入所の仮申込について、9月上旬に電子申請による受付も行います。アドレス等は、8月上旬から越谷市公式ホームページと広報こしがやでお知らせします。

体験保育

（保育観察）



公立保育所で半日過ごし、お子さんの様子を見せていただきます。

（時間帯：9時から昼食まで）

すでに入所しているお子さんの場合は、保育コンシェルジュ等が入所施設へ訪問し、児童の様子を観察させていただきます。

特別支援保育

検討会議



医師や発達支援の専門職などを交え、面談を行い、お子さんにどの程度の支援が必要か、特別支援保育対象となるかが望ましいのか、保育施設への入所等について検討します。

すでに入所しているお子さんの場合は、検討会議への参加は不要です（書類にて検討させていただきます）。

- 集団保育が困難なお子さんや、医療的ケア等が必要なおさんは、保育施設の受入体制等により、入所できない場合があります。
- 保育はそれぞれのお子さんの発達状況に応じて行いますが、あくまでも集団での保育となります。該当する保育施設には、保育士を1名配置するなどの保育環境を整備しますが、特別支援保育のお子さん専門に1対1で対応するものではありません。
- 年に2～3回、発達支援の知識を有する者が保育のアドバイスをするため保育所等を巡回しますが、障がいに対する専門的な訓練や治療は行いません。

幼稚園でも障がいや発達に遅れのある児童が入園できる園があります。

一覧表（⇒6ページ参照）を確認し、直接問い合わせてください。

利用調整

特別支援保育検討会議の検討等をもとに、最終的なお子さんの支援の必要性を決定し、各施設の受入状況を確認して利用調整を行います。

結果

支援の必要性の検討結果（特別支援保育対象となるかどうか）と利用調整の結果（保育施設の承諾・保留）を併せて郵送します。

※療育施設など他の施設を紹介する場合があります。

◆冊子「特別支援保育入所申込みのしおり」DL可を併せてご確認ください。

広域入所

越谷市外に住所がある方や、越谷市外の保育施設に入所したい方の手続です。
転入・転出の場合もこの方法が活用できます。

越谷市外に住所がある方

越谷市外に住所がある方も、越谷市内の保育施設を希望することが可能です。

住所のある市区町村の保育施設の担当課で申込を行ってください。申込書等は、お住まいの市区町村のもので構いません。

※令和4年度から、越谷市外の方も地域型保育を希望することが可能となりました。

転入が決まっている方

いずれか選択

- ①住所のある市区町村から申し込む。
※期限・必要書類は右記のとおり。
- ②越谷市の保育入所課に直接申し込む。
※21ページ参照。

条件

入所できる・できないにかかわらず、入所希望月前月末までに次の手続を済ませることが必要です。

●越谷市への住民登録

●保育入所課での次の手続

- ・お子さんの面接
- ・母子手帳の確認
- ・越谷市の申込書に書換え

(住所のある市区町村から申込の場合)

※手続ができていない場合は、入所決定が取消しとなります。

※越谷市役所で転入手続後、保育入所課(市役所第二庁舎2階)にお立ち寄りください

※「入所先が決まったら転入する」方は、転入予定者とみなしません。

※転入前の保育施設に通い続けたい場合は、下記の「他市区町村の保育施設を希望する」をご確認ください。

他市区町村の保育施設を希望する方

勤務先がある、里帰り出産などの理由で越谷市外の保育施設を希望する場合は、越谷市役所保育入所課で申込となります。

市区町村によって条件や必要書類が異なります。希望保育所等のある市区町村の保育担当課に確認のうえ申し込んでください。

転出予定の方

上記の手続で、転出前にあらかじめ転出先市区町村に入所を申し込むことができます。

なお、入所希望月の前月末までに次の手続を済ませる条件となるのが一般的です。あらかじめ転出先市区町村に直接ご確認ください。

- 転出先市区町村への住民登録
- 転出先の保育担当課での手続

※転出前に通っていた越谷市内の保育施設に通い続けることも可能な場合があります。越谷市の保育入所課にご相談ください。

※DL可は、「こしがや子育てネット」からダウンロードできます

期限 (越谷市保育入所課に届いていることが条件)

入所希望月		越谷市への到達期限
4月入所	一斉受付	令和3年10月29日まで
	2次受付	令和4年2月10日まで
	3次受付 <small>※対象者制限有</small>	令和4年2月28日まで
5月以降入所		入所希望前月10日まで (土、日、祝日にあたる場合は翌開庁日)

※3次受付は、市外からの「令和4年1月以降の転入者」のみ受付となります。

必要書類

お住まいの市区町村で必要となる書類に加えて、次の書類も添付してください。

全員必要	<input type="checkbox"/> 市区町村住民税(非課税)証明書 (※税額控除の記載があるもの) ※4~8月入所は令和3年度のもの 9~3月入所は令和4年度のもの
転入予定者のみ必要	<input type="checkbox"/> 転入に関する誓約書 DL可 <input type="checkbox"/> 住所や転入時期が確認できるもの(不動産売買契約書または賃貸借契約書)のコピー
該当者のみ必要	<input type="checkbox"/> 22ページの「③該当者のみ必要な書類」

市外の住民として入所した場合の次年度の継続

市外の住民として越谷市内の保育施設に入所した場合、承諾期間は「年度末まで」となります。次年度の継続は、次の場合に利用調整なく継続が可能となります。

- 新4歳児・新5歳児
- 新0~3歳児で勤務先が越谷市内にある方

※該当しない場合(新0~3歳児で勤務先が越谷市内にない方)は、新規申込児童と利用調整を行いますので、継続できない場合があります。

期限

市区町村によって異なる (希望保育所等のある市区町村の保育施設担当課に要確認)
--

※期限の10日前までに申込をお願いします。

必要書類

希望先市区町村で必要となる書類に加えて、次の書類も添付してください。

全員必要	<input type="checkbox"/> 「申込の必要書類(22ページ参照)」 <input type="checkbox"/> 管外委託希望理由書 DL可
転出予定ない場合	<input type="checkbox"/> 広域入所(委託)用保育施設利用エントリーシート DL可

保育所等に入所中の方

各月2日以降に転出した場合は、継続手続なしでその月の末日まで通うことができます。

幼稚園

プラス保育幼稚園

保育所・保育園

認定こども園(教育)

認定こども園(保育)

地域型保育

企業主導型保育

一時・病児・認可外等

3

幼稚園等の 利用申込

3歳児以降の選択肢となる幼稚園。
幼児教育・保育の無償化に伴い加わった
認定の手续などを確認しましょう。

申込前の準備

園に申込(願書提出)
+認定申請

入園決定後
の流れ

続いて、幼稚園等(従来型幼稚園、新制度幼稚園、認定こども園(教育部分))の申込について説明していきます。順を追って流れを確認しながら準備を進めましょう。

申込前の準備

幼稚園等は、各園で園児の募集を行います。また、建学の精神に基づく幼児教育を行っており、教育方針などがそれぞれ異なります。まずは各園で行われる説明会や、入園前のお子さん(未就園児といいます。)も参加できる行事などに参加してみましょう。

また、「プレ保育(未就園児向けの保育)」を行っている園もありますので、これらに参加することも有用です。

申込

各園に申し込みます。4月入園の場合、例年、どの園も同じ日程で入園願書配布(10月15日)と受付(11月1日)を行っています。4月入園以外の利用は、各園にお問い合わせください。

願書提出とあわせ、お子さんの面接や、入園料や諸経費などの納入がある場合もあります。さらに、この提出にあわせて、「教育・保育給付認定」や「施設等利用給付認定」の手续も各園に行います。この受付については、申込と日程が異なる可能性がありますので御留意ください。

利用施設	対象者	必要な認定
従来型幼稚園	全員	施設等利用給付認定 (新1号認定・新2号認定・新3号認定)
新制度幼稚園 認定こども園(教育部分)	全員	教育・保育給付認定(教育標準時間認定)
	希望者のみ	施設等利用給付認定(新2号認定・新3号認定) ※預かり保育給付を受けたい場合のみ提出

施設等利用給付認定(⇒33ページ参照)

新1号認定・新2号認定・新3号認定があります。利用施設や目的により必要な認定が変わります。

教育・保育給付認定の「教育標準時間認定」(⇒他の認定は17ページ参照)

新制度幼稚園や認定こども園(教育部分)の利用を希望する保護者の方には、利用(子どものための教育・保育給付)のための認定のうち、「教育標準時間認定(1号認定)」を受けていただきます。

必要書類

※DL可は市ホームページからダウンロードできます

※添付書類は一度提出されますと返却しません。必要な方はコピー等をとった上で提出してください

全員必要	該当者のみ必要
<input type="checkbox"/> 認定申請書(教育標準時間認定用) ※施設から渡されます <input type="checkbox"/> マイナンバー記入用紙 DL可 ※「個人番号カード」コピーまたは「個人番号が記載された住民票」を添付してください。 「通知カード(住所の記載が現住所と一致している場合のみ)+本人確認書類(顔写真付)」コピーの添付でも可能です。 ・保育施設等利用申込または施設等利用認定のため提出したことがある場合、再度の提出は不要です。 ・用紙と添付書類のみを封筒(おもて面に児童名・生年月日と第1希望の施設を明記)に封入し提出ください。 ※マイナンバー記入用紙を提出しない場合、課税(非課税)証明書の提出が必要になります	令和3年(2021年)1月1日に越谷市に住所がなかった方(1月2日以降に転入してきた方や単身赴任の方等) ●国外に住所があった方 <input type="checkbox"/> 年間収入申告書 DL可 ●転入予定者の方(両方必要) <input type="checkbox"/> 転入に関する誓約書 DL可 <input type="checkbox"/> 住所や転入時期が確認できる不動産売買契約書又は賃貸借契約書のコピー ※入園前月末までに越谷市に転入が必要です。
	生活保護受給者(該当するものを提出) ●新規受給者 <input type="checkbox"/> 受給証明書 ●更新した方 <input type="checkbox"/> 受給証のコピー 夫婦関係調整調停中の別居の場合 <input type="checkbox"/> 調停中であることが分かるもの(裁判所発行)のコピー 在宅障がい者がいる場合 <input type="checkbox"/> その方の手帳(氏名・等級記載部分)のコピー

プラス保育枠の利用申込(⇒7ページ参照)

さらに、こしがや「プラス保育」幼稚園の「プラス保育枠」を利用したい場合、各園が設定しているプラス保育枠の受付日程で「プラス保育枠利用申込書」等を提出します(⇒8ページ参照)。

利用したい事業	対象者	必要な申込
プラス保育枠	希望者のみ	「プラス保育枠」の申込(プラス保育幼稚園のみ)

入園決定後の流れ

- ・説明会や制服採寸、プレ保育などがあります。
- ・入園月の1日付けで入園となりますが、4月の入園式は、ほとんどの園で4月10日前後に行われます。入園式まで預かりがない園が多いですので、必要な方はあらかじめ園にご確認ください。
- ・入園当初は「慣れ保育」があり、保育時間が短くなります。



新2号認定・新3号認定の注意

※ DL可 は市ホームページからダウンロードできます

継続して「保育が必要な事由」が必要

預かり保育給付を受けるには、継続して「保育が必要な事由」があることの認定(⇒33ページ参照)が必要です。認定後、保育認定の事由がなくなり認定取消となったときは、給付を受けられなくなります。

次のとおりになれば継続可能

仕事を辞めた場合

- ・1か月以内に就労する。
 - ・その翌月15日までに勤務証明書を提出する(できない場合は認定不可)。
- ※離職について変更申請が必要です

離職した

勤務時間が変わった

転居した

就職した

出産予定となった

申込書類の記載事項に変更が生じた場合

認定変更申請書 DL可 に必要書類を添付し、施設または保育入所課に提出します。

受付場所	〆切
幼稚園等での受付	毎月20日までに提出 (土日祝の場合は次の平日)
保育入所課での受付	毎月末日までに提出

幼稚園等と保育施設

Q & A

Q1 幼稚園等と保育施設、どちらに入園したらよいでしょうか？

A 就労等の状況や目的に応じてそれぞれお考えください。ポイントの一例です。

幼稚園等	保育施設
<input type="checkbox"/> 幼稚園の教育を受けさせたい。 集団生活を体験させたい。 <input type="checkbox"/> 保護者の就労状況が、預かり保育を含めた園の保育時間で対応ができる。 <input type="checkbox"/> 土曜日は、自宅で保育できる。 <input type="checkbox"/> 夏休み等の長期休業中は、入園先の預かり保育の内容で対応できる。	<input type="checkbox"/> 保育認定の条件を卒園まで維持することができる。 <input type="checkbox"/> 保護者が父母共にフルタイム勤務等で、幼稚園の保育時間では預かり保育を利用しても対応できない。 <input type="checkbox"/> 土曜日や夏休み等の長期休業期間も、長時間の保育が必要。

Q2 幼稚園等と保育施設の併願はできますか？

A パターンごとに異なります。

パターンⅠ

従来型幼稚園

⇔ 保育所・認定子ども園(保育)

制度が異なる幼稚園のため、併願が可能です。

パターンⅡ

新制度幼稚園

⇔ 保育所・認定子ども園(保育)

同じ教育・保育給付認定である「教育標準時間認定」と「保育認定」を並行して申請することはできませんが、入園の申込は可能です。

保育施設も申込することをあらかじめ幼稚園に伝え、了解を得た上で申込を行ってください。

※幼稚園は入園内定と教育標準時間認定の申請は別の手続です。

※施設の了解を得られない場合、併願できません。

パターンⅢ

A認定子ども園(教育)

⇔ B認定子ども園(保育)

A認定子ども園とB認定子ども園は別施設のため、「パターンⅡ」と同様のパターンとなります。※園の了解を得られない場合、併願できません。

パターンⅣ

A認定子ども園(教育)

⇔ A認定子ども園(保育)

認定子ども園は教育部分と保育部分を併せて1つの施設なので、1つの施設に2つの申込をすることはできません。申込時にどちらかを選択する必要があります。なお、保育部分に入園が出来なかった場合に、教育部分の定員に空きがまだあれば、教育部分に駆け込みで入園することは可能です。

4

利用者負担 (保育料)

入所に伴ってかかる料金です。
令和元年(2019年)10月から、3～5歳児を中心に大きく内容が変わりました。

0～2歳児 (幼稚園・認定こども園(教育部分)の満3歳児を除く)

※クラス年齢(4月1日現在の年齢)で決まります。年度途中で3歳になっても年度中は0～2歳児の額です。

公立保育所・私立保育園・認定こども園(保育部分)・地域型保育

かかる費用
①利用者負担
+
②延長保育・時間外保育
+
③実費徴収

※給食費はかかりません(夕食等除く) ※私立保育園・公立保育所・認定こども園(保育部分)・地域型保育とも同額

利用者負担 (基準額表)

世帯の市民税所得割額等により額を決定します。公立・私立問わず共通料金です。

計算方法 次ページの例1～例3のように税額を計算し、算定します。
8月分までと、9月分以降で、元となる税額の年度が変わります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市民税所得割額から算定 (令和2年(2020年)1月～12月の収入から算定)						当年度の市民税所得割額から算定 (令和3年(2021年)1月～12月の収入から算定)					

※表の税額は、次の控除による税額控除をする前の額です。

住宅借入金控除(住宅ローン)、配当控除、外国税額控除、寄付金控除(ふるさと納税等)等

(令和3年9月現在)

階層区分 (保育)	国 市	定 義 (金額は市民税所得割額)	利用者負担額 (月額) 円		多子世帯への軽減
			保育標準時間	保育短時間	
1	A	生活保護世帯・中国残留邦人等 支援給付受給世帯・里親世帯	0	(0)	<div style="background-color: #f96; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block;">年齢 問わず</div> 同一世帯の「2人目以降」 に当たる児童が 入所する場合
2	B	市民税が非課税の世帯	0	(0)	
3	C	1 市民税が均等割のみ課税の世帯	11,900	(11,600)	<input type="checkbox"/> 一番上の子 全額 <input type="checkbox"/> 上から2番目 1/2 <input type="checkbox"/> 上から3番目以降 無料 ※57,700円未満の方 57,700円
		2 11,000円未満の世帯	13,800	(13,500)	
		3 11,000円以上 48,600円未満	15,700	(15,400)	
4	D	1 48,600円以上 53,600円未満	17,400	(17,100)	<div style="background-color: #f96; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block;">就学前児童 (=0～5歳児) かつ対象施設の入 所児童で数える</div> 同一世帯から2人 以上の「就学前児 童」が入所する場合
		2 53,600円以上 58,600円未満	19,200	(18,800)	
		3 58,600円以上 63,600円未満	21,000	(20,600)	
		4 63,600円以上 78,600円未満	23,800	(23,300)	
		5 78,600円以上 97,000円未満	27,600	(27,100)	
5	D	6 97,000円以上 117,000円未満	32,000	(31,400)	<input type="checkbox"/> 一番上の子 全額 <input type="checkbox"/> 上から2番目 1/2 <input type="checkbox"/> 上から3番目以降 無料 ※対象施設 保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育・ 特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設通所部・ 児童発達支援・医療型児童発達支援・企業主導型 保育を利用している場合 ※波線(〰)の施設(幼稚園は越谷教会附属越谷 幼稚園以外)は届出が必要です。「多子軽減に 関する届出書(各利用施設にあります)」を入所後 提出してください。
		7 117,000円以上 135,000円未満	36,500	(35,800)	
		8 135,000円以上 169,000円未満	41,900	(41,100)	
6	D	9 169,000円以上 202,000円未満	43,700	(42,900)	
		10 202,000円以上 235,000円未満	50,000	(49,100)	
7	D	11 235,000円以上 268,000円未満	52,900	(52,000)	
		12 268,000円以上 301,000円未満	55,800	(54,800)	
		13 301,000円以上 349,000円未満	60,600	(59,500)	
8	D	14 349,000円以上 397,000円未満	61,200	(60,100)	
		15 397,000円以上	66,500	(65,300)	

※市民税所得割額 57,700円以上であっても、当面の間、同一世帯の「3人目以降」に該当する場合は、申請の上、無料となります。(埼玉県多子世帯保育料軽減事業)

母子(父子)世帯等への軽減

CまたはD階層(ただし市民税所得割額 77,101円未満の者に限る。)に該当し、次に掲げる世帯は、右表の利用者負担額となります。

- (1) 母子(父子)世帯等
- (2) 在宅障がい児(者)のいる世帯
- (3) 生活保護法に定める要保護者等

階層区分 (保育)	保育標準時間	保育短時間	多子世帯への軽減
C	1 4,950	(4,850)	<div style="background-color: #f96; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block;">年齢 問わず</div> 同一世帯の 「2人目以降」に 当たる児童が 入所する場合
	2 5,900	(5,750)	
	3 6,750	(6,600)	
D	1 7,200	(7,050)	<input type="checkbox"/> 一番上の子 全額 <input type="checkbox"/> 上から2番目～無料 ※1 市民税所得割額が 77,101円未満の方まで
	2 7,650	(7,500)	
	3 8,100	(7,950)	
	4 ^{※1} 8,550	(8,400)	

Q & A

離婚した場合、利用者負担は安くなりますか？

例えば母子家庭となった場合、同居者がいない場合は母のみの税額で利用者負担を算定します。結果、基準額より軽減される場合があります(※離婚の翌月から)。ただし、同居者がおり、母の収入が93万円以下の場合、同居親族のうち最も収入額が高い方を「家計の主宰者」として算定しますので、結果、利用者負担が高くなるケースも見受けられます。なお、「離婚前提の別居」の場合は、夫婦関係調整調停中等を除き、不在者を含めて算定します。

利用者負担の計算例

3～5歳児の副食費減免と考え方は同じです

※各例題の市民税額は、市民税所得割額のことをいいます。(利用者負担額は保育標準時間の例)

例1 世帯構成：父、母、子（2歳児）、子（0歳児）、祖父、祖母

父	収入 5,000,000円 税額 200,000円	母	収入 2,000,000円 税額 30,000円	祖父	収入 4,000,000円 税額 150,000円	祖母	収入 1,500,000円 税額 10,000円
----------	------------------------------	----------	-----------------------------	-----------	------------------------------	-----------	-----------------------------

父母ともに市民税額が発生しているため、合算して算出

200,000円（父の市民税額）+30,000円（母の市民税額）=230,000円 ⇒ D10階層
利用者負担：2歳児・・・50,000円 0歳児・・・25,000円（1/2）

例2 世帯構成：父、母、子（2歳児）、子（0歳児）、祖父、祖母

父	収入 800,000円 税額 0円	母	収入 400,000円 税額 0円	祖父	収入 4,000,000円 税額 150,000円	祖母	収入 1,500,000円 税額 10,000円
----------	----------------------	----------	----------------------	-----------	------------------------------	-----------	-----------------------------

父母ともに収入が93万円以下のため、同居親族のうち最も収入額が高い祖父を家計の主権者として算出。

150,000円（祖父の市民税額）⇒ D8階層
利用者負担：2歳児・・・41,900円 0歳児・・・20,950円（1/2）

祖父母が児童を扶養の対象としている場合は、別居でも算定に含めます

例3 世帯構成：父、母、子（2歳児）、子（0歳児）、祖父、祖母

父	収入 1,200,000円 税額 10,000円	母	収入 400,000円 税額 0円	祖父	収入 4,000,000円 税額 150,000円	祖母	収入 1,500,000円 税額 10,000円
----------	-----------------------------	----------	----------------------	-----------	------------------------------	-----------	-----------------------------

父母のうち父の収入が93万円超のため、同居の親族等の市民税額は算出の対象としない。

10,000円（父の市民税額）⇒ C2階層
利用者負担：2歳児・・・13,800円 0歳児・・・6,900円（1/2）

「市民税所得割額」の確認方法

課税証明書（税額控除の記載があるもの）を確認する方法のほか、次の書類からも確認できます。

「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書」（主に会社員等の方が対象）

税額	市民税	税額控除前所得割額④	計算に使用しません
		税額控除額⑤	
	所得割額⑥		
	均等割額⑦		
県民税		税額控除前所得割額④	
		税額控除額⑤	
		所得割額⑥	
		均等割額⑦	

税額控除のうち、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額、寄附金税額控除、外国税額控除を受けている方以外は、「**所得割額⑥**」欄に記載の金額が、利用者負担算定の税額となります。
※これらの控除を受けている方は、「**所得割額⑥**」欄にこれらの控除によって減税された金額を足し戻して計算した金額が、利用者負担算定の税額となります。

「市民税・県民税納税通知書兼変更通知書」の市民税・県民税算出基礎（主に自営業等の方が対象）

	調整控除額(円)	配当控除額(円)	住宅借入金等特別税額控除額(円)	寄付金税額控除額 外国税額控除額等(円)	配当割額控除額・株式等 譲渡所得割額控除額(円)	差引所得割額(円)	均等割額(円)
市民税							
県民税							

↑市民税の「**配当控除額(円)**」欄から「**差引所得割額(円)**」欄までを足し合わせた金額が、利用者負担算定の税額となります。

◎延長保育料・時間外保育料

認定区分ごとに利用実績に応じて園が徴収します。

(※「保育時間」を参照)

◎実費徴収（上記以外でかかる費用）

次の実費徴収があります。

入園時	スモック、帽子など
毎月	行事費、布団乾燥代など

※徴収の有無や内容・額は園によって異なります。

※徴収する費用の概要は、冊子「保育施設ガイド」に掲載しています。

※企業主導型保育・認可外保育施設

保育所等と異なり、「園が定めた額」となります。

ただし、施設等利用給付認定の「新3号認定」を受けている場合、市から給付を受けられます。

(市民税が非課税の世帯で保育認定を満たす就労等をしている等の条件があります(⇒33ページ参照))

※「世帯」の考え方は、利用者負担と同じです。このページの「計算例」を確認してください。

ポイント

◎利用者負担額に関する注意

- 利用者負担額は改定する場合があります。
- 国外で収入がある場合も算定に含めます。
- 転入者等で保育入所課に課税資料の提出がない場合は、最高額で算定します。

◎利用者負担の納付

- 公立保育所、私立保育園 →市 に納付
- 認定こども園、地域型保育 →施設に納付

3～5歳児 (幼稚園・認定こども園(教育部分)の満3歳児を含む)

※クラス年齢(4月1日現在の年齢)で決まります。年度途中で3歳(2号)になっても年度中は0～2歳児の額です。

公立保育所・私立保育園・認定こども園・幼稚園・企業主導型保育

かかる費用

①利用者負担

(2号・1号は0円。従来幼稚園も25,700円/月まで給付)

②延長保育・時間外保育(保育施設)

②預かり保育(幼稚園等)

(施設等利用給付認定の新2号認定は給付あり)

③給食費

(副食費は税額や子どもの数で減免あり)

④実費徴収

上乗せ徴収

①利用者負担

(令和3年9月現在)

施設類型	公立保育所・私立保育園・認定こども園・新制度幼稚園・企業主導型保育	従来型幼稚園 ※施設等利用給付の「新1号認定」又は「新2号認定」を受ける必要があります						
利用者負担額	0円/月 ※市民税所得割額等に関係なく、利用者全員がこの額となります。 ※企業主導型保育は「標準的な保育料が無償化」とされています(市役所への手続はありません)。	次の数式で得られた額が自己負担額となる。 保育料(入園年度は入園料を在籍月割した額を含む) - 25,700円/月 ※保育料等は、園ごとに異なります。 ※計算した結果0円以下となった場合、0円となります。 <table border="1"> <tr> <th>計算例</th> <th>自己負担額</th> </tr> <tr> <td>保育料が28,000円の場合</td> <td>2,300円 (28,000円-25,700円)</td> </tr> <tr> <td>保育料が20,000円の場合</td> <td>0円(差し引いてマイナスとなる場合は、その額まで)</td> </tr> </table>	計算例	自己負担額	保育料が28,000円の場合	2,300円 (28,000円-25,700円)	保育料が20,000円の場合	0円(差し引いてマイナスとなる場合は、その額まで)
計算例	自己負担額							
保育料が28,000円の場合	2,300円 (28,000円-25,700円)							
保育料が20,000円の場合	0円(差し引いてマイナスとなる場合は、その額まで)							

②延長保育料・時間外保育料・預かり保育料

(令和3年9月現在)

施設類型	公立保育所・私立保育園・認定こども園(保育)	認定こども園(教育)・新制度幼稚園	従来型幼稚園	企業主導型保育						
延長保育料(時間外保育料)	認定区分ごとに利用実績に応じて園が徴収(※「保育時間」を参照)			利用実績に応じて園が徴収						
預かり保育料	<p>市内の標準的な例</p> <p>保育標準時間の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 7:00～7:30 250円/回 18:30～19:00 250円/回 19時以降も徴収 <p>保育短時間の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 7:00～7:30 250円/回 17:30～18:30 250円/回 18:30～19:00 250円/回 19時以降も徴収 	<p>園が定めた額(プラス保育料は450円×利用日数(上限11,300円/月まで))を園が徴収。ただし、施設等利用給付認定の「新2号認定」を受けている場合、次の数式で得た額が自己負担額となる。</p> <p>「預かり保育料」 - (450円×利用日数(上限11,300円/月)) ※0～2歳児で市民税非課税の方は上限16,300円</p> <p>※計算した結果、0円以下となった場合、0円となります。</p> <p>※「新2号認定」には、保育認定を満たす就労等をしている等の条件があります(⇒33ページ参照)。</p> <table border="1"> <tr> <th>計算例</th> <th>自己負担額</th> </tr> <tr> <td>預かり保育を20日/月利用し、預かり保育料12,000円だった</td> <td>3,000円(12,000円-(450円×20日))</td> </tr> <tr> <td>預かり保育を15日/月利用し、預かり保育料4,000円だった</td> <td>0円(差し引いてマイナスとなる場合は、その額まで)</td> </tr> </table>	計算例	自己負担額	預かり保育を20日/月利用し、預かり保育料12,000円だった	3,000円(12,000円-(450円×20日))	預かり保育を15日/月利用し、預かり保育料4,000円だった	0円(差し引いてマイナスとなる場合は、その額まで)		
計算例	自己負担額									
預かり保育を20日/月利用し、預かり保育料12,000円だった	3,000円(12,000円-(450円×20日))									
預かり保育を15日/月利用し、預かり保育料4,000円だった	0円(差し引いてマイナスとなる場合は、その額まで)									

幼稚園等の満3歳児の場合は、施設等利用給付認定の「新3号認定」を受けている場合のみ市から給付を受けられます。
※市民税非課税世帯に限られます。

※開園時間1日8時間未満または開園日数200日未満であると市が確認した幼稚園では、併用した認可外保育施設等の保育料を施設等利用給付の「預かり保育給付」の算定に入れて計算することができます。

※対象施設

保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育・特別支援学校幼稚園部・児童心理治療施設通所部・児童発達支援・医療型児童発達支援・企業主導型保育を利用している場合
波線(〰)の施設(幼稚園は越谷教会附属越谷幼稚園以外)は届出が必要です。「多子軽減に関する届出書(各利用施設にあります)」を入所後提出してください。

③給食費

▶主食費(ごはん等)

「園が定めた額」です(園によって異なる)。「主食費」は減免制度がありません。

▶副食費(おかず等)

「園が定めた額」ですが、下表のとおり減免があります。

※従来型幼稚園は手続が必要です。提出時期等は市から案内します。

※企業主導型保育は減免制度がありません。(令和3年9月現在)

階層	定義	副食費(円)		
		従来型幼稚園	新制度幼稚園・認定こども園(教育)	公立保育所・私立保育園・認定こども園(保育)
1	生活保護世帯・中国残留邦人等支援給付受給世帯・里親世帯			
2	市民税非課税世帯	4,500/月まで補助	0	0
3	市民税均等割のみ課税世帯			
4	市民税所得割額が57,700円未満			
5	市民税所得割額が57,700円以上77,101円未満	4,500/月まで補助	0	園が定めた額
6	市民税所得割額が77,101円以上			園が定めた額

多子世帯への軽減		
区分	幼稚園、認定こども園(教育)	公立保育所・私立保育園、認定こども園(保育)
条件	小学校1～3年生の兄弟から数えて3人以上の児童が対象施設(小学校・保育所等含む)に入所する場合	同一世帯から3人以上の「就学前児童(0～5歳児)」が入所する場合 ※対象施設の入所児童で数える
料金	上から3番目以降に該当する児童は「無料」(※従来型幼稚園は4,500円/月まで補助)	

※市民税所得割額77,101円未満で次のいずれかに該当する場合は0円となります。

- ・母子(父子)世帯等
- ・在宅障がい児(者)のいる世帯
- ・要保護者等

副食費(給食)の計算例

園で定めた副食費の額が「4,500円」の場合の例です。
※各例題の市民税額は、市民税所得割額のことをいいます。

0～2歳児の利用者負担
と考え方は同じです

例1 世帯構成：父、母、子（5歳児・こども園(教育)）、子（3歳児・こども園(教育)）、祖父、祖母

父	収入 5,000,000円 税額 200,000円	母	収入 2,000,000円 税額 30,000円	祖父	収入 4,000,000円 税額 150,000円	祖母	収入 1,500,000円 税額 10,000円
----------	------------------------------	----------	-----------------------------	-----------	------------------------------	-----------	-----------------------------

父母ともに市民税額が発生しているため、合算して算出

200,000円(父の市民税額) + 30,000円(母の市民税額) = 230,000円 ⇒ 6階層
副食費：5歳児(教育)・・・4,500円 3歳児(教育)・・・4,500円(2人目でも減免ありません)

例2 世帯構成：父、母、子（5歳児・こども園(教育)）、子（3歳児・こども園(保育)）、祖父、祖母

父	収入 800,000円 税額 0円	母	収入 400,000円 税額 0円	祖父	収入 2,500,000円 税額 60,000円	祖母	収入 1,500,000円 税額 10,000円
----------	----------------------	----------	----------------------	-----------	-----------------------------	-----------	-----------------------------

父母ともに収入が93万円以下のため、同居親族のうち最も収入額が高い祖父を家計の主宰者として算出。

60,000円(祖父の市民税額) ⇒ 5階層
利用者負担：5歳児(教育)・・・0円 3歳児(保育)・・・4,500円

祖父母が児童を扶養の対象としている場合は、別居でも算定に含めます

例3 世帯構成：父、母、子（5歳児・こども園(教育)）、子（3歳児・こども園(教育)）、祖父、祖母

父	収入 1,200,000円 税額 10,000円	母	収入 400,000円 税額 0円	祖父	収入 4,000,000円 税額 150,000円	祖母	収入 1,500,000円 税額 10,000円
----------	-----------------------------	----------	----------------------	-----------	------------------------------	-----------	-----------------------------

父母のうち父の収入が93万円超のため、同居の親族等の市民税額は算出の対象としない。

10,000円(父の市民税額) ⇒ 4階層
利用者負担：5歳児(教育)・・・0円 3歳児(教育)・・・0円

「市民税所得割額」の確認方法

課税証明書(税額控除の記載があるもの)を確認する方法のほか、次の書類からも確認できます。

「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書」(主に会社員等の方が対象)

税額	市民税	税額控除前所得割額④	計算に 使用しま せん
	市民税	税額控除額⑤	
市民税	所得割額⑥		
市民税	均等割額⑦		
県民税	税額控除前所得割額④		
県民税	税額控除額⑤		
県民税	所得割額⑥		

税額控除のうち、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額、寄附金税額控除、外国税額控除を受けている方以外は、「所得割額⑥」欄に記載の金額が、副食費減免の算定における税額となります。
※これらの控除を受けている方は、「所得割額⑥」欄にこれらの控除によって減税された金額を足し戻して計算した金額が、副食費減免の算定における税額となります。

「市民税・県民税納税通知書兼変更通知書」の市民税・県民税算出基礎(主に自営業等の方が対象)

	調整控除額(円)	配当控除額(円)	住宅借入金等特別税額控除額(円)	寄付金税額控除額 外国税額控除額等(円)	配当割額控除額・株式等 譲渡所得割額控除額(円)	差引所得割額(円)	均等割額(円)
市民税							
県民税							

↑市民税の「配当控除額(円)」欄から「差引所得割額(円)」欄までを足し合わせた金額が、副食費減免の算定における税額となります。

実費徴収・上乗せ徴収(上記以外でかかる費用)

次の実費徴収や上乗せ徴収があります。

入園時	入園料、通園バッグ、体操着、園服など
毎月	実費徴収 行事費、布団乾燥代、教材費など (幼稚園等はバス代等もあり)
	上乗せ徴収 (※認定こども園・幼稚園のみ) 特別教育費など

※徴収の有無や内容・額は園によって異なります。
※保育施設と「プラス保育」幼稚園で徴収する費用の概要は、冊子「保育施設ガイド」に掲載しています。

認可外保育施設

保育所等と異なり、「園が定めた額」となります。

ただし、施設等利用給付認定の「新2号認定」を受けている場合、市から給付を受けられます。
(保育認定を満たす就労等をしている等の条件があります(⇒次ページ参照))。

副食費の減免に関する注意

- 国外で収入がある場合も算定に含めます。
- 転入者等で越谷市に課税資料の提出がない場合は、減免できません。

主食費・副食費の納付

- 公立保育所 → 市に納付
- 私立保育園、認定こども園
幼稚園、企業主導型保育 → 施設に納付

ポイント

幼稚園

プラス保育幼稚園

保育所・保育園

認定こども園(教育)

認定こども園(保育)

地域型保育

企業主導型保育

一時・病児・認可外等

5

施設等利用給付 認定

就労等をしながら幼稚園や認可外保育施設等を利用している方を対象に利用料の一部を給付します。

幼児教育・保育の無償化に当たって創設された「子育てのための施設等利用給付」を受けるための認定です。

幼稚園や認可外保育施設等を利用している方について、状況に応じて給付を行います。

※認可外保育施設等については、「給付対象施設」のみが対象となります。対象とならない施設がありますので、利用前に必ず確認してください。

認定区分を切り替えたい場合（新1号⇄新2号）

改めて申請が必要です。

必要書類：34ページの「必要書類」+辞退届 DL可

対象者

利用施設	対象者	選択する認定区分		
		認定区分	対象年齢	認定を受けるための条件
従来型幼稚園	全員 (いずれか選択)	新1号認定 ※従来型幼稚園のみ対象	満3歳児以上	預かり保育等を利用しないなど新2号認定や新3号認定に該当しない場合
新制度幼稚園 認定こども園(教育部分)	希望者のみ	新2号認定	3歳児以上	「保育の必要な事由」に該当し、「幼稚園等の預かり保育給付」や「認可外保育施設等の給付」を希望する場合
認可外保育施設 一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター ※対象であることを市が確認した施設に限ります。 ※公立保育所、私立保育園、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育等を利用していない方が対象です(幼稚園・認定こども園と併用している場合は、そちらの区分で申請)。 ※ファミリー・サポート・センターは送迎のみの利用は対象外です。	希望者のみ	新3号認定 ※市民税が非課税の世帯のみ対象	0～2歳児 ※幼稚園・認定こども園(教育部分)の満3歳児を含みます。	

※「世帯」の考え方は、3～5歳児の副食費の減免の算定と同じです。例えば、同居の祖父母等がいる場合、算定対象に含める場合があります(⇒前ページの「計算例」参照)。

保育が必要な事由（新2号認定・新3号認定の条件）

保育所等の利用基準と同様に、保護者（父母）に次のいずれかの事由があり、常時（月64時間以上（目安：週4日以上かつ1日4時間以上））保育が必要な状態にあることが必要です。

保育が必要な事由		認定期間
就 労	日常の家事以外の仕事をしている場合 ※フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働などを含む <small>※無収入の労働は、ボランティアと同義のため、就労とみなせません。</small>	最長で就学前まで
求職活動	求職活動を継続的に行っている場合 (就労内定を含む)	3か月 ※期限内に勤務証明書が提出された場合は、就労に変更
育児休業 取得中の 継続利用	育児休業取得中に、既に保育を利用している子がいて継続利用が必要な場合 ※育児休業取得中に認可外保育施設等の利用を開始した場合は該当しません。	産まれるお子さんが1歳を迎える年度の3月末 (翌年度5歳児の場合は、就学前まで) ※期間経過時に生まれた子の保育所等の4月入所申込をしたが入所できなかった場合は、「満2歳に達する年度の3月末まで」期間を延長する(ただし延長期間中も申込状態の継続が必要。再延長はできない)。
妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後間もない場合	出産前：出産予定月を基準に前2か月 出産後：出産日を基準に後8週の翌日が属する月末 ※育児休業要件にはつながりません。
就 学	学校または職業訓練校に在学している場合	最長で就学前まで
病気・障がい	病気、負傷、心身に障がいがある場合	※保育の必要性がなくなった場合は、その時点まで。
病人の 看護等	同居の親族(長期間入院等をしている場合も含む)を介護又は看護している場合	
災害復旧	震災、風水害、火災等の復旧にあたる場合	
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	
その他	上記に類する状態にある場合	

※保護者がお子さんを保育できる場合は、認定不可または新1号認定となります。

※事由によって認定期間が異なります。事由がなくなったときは、認定不可または新1号認定となります。

※認定期間中は「常時」を常に満たす必要があります。(例 毎月40時間程度の就労だが、ある月だけ64時間を超える→認定できない)

給付の流れ

1 認定申請 (全員必要)

※DL可 は、市ホームページからダウンロードできます。

あらかじめ「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

提出先

区分	提出先
幼稚園・認定こども園	各幼稚園等
認可外保育施設等	市役所保育入所課

申請児童
1人につき1枚提出

証明書類は発行から
3か月以内のものを提出

兄弟で同時申請の場合

勤務(内定)証明書など証明書類は原本1部で、それ以外はコピーでも構いません

提出時点で証明書の
日付が3か月以上経過

勤務(内定)証明書など、再度会社から証明を受けましょう

期限 給付希望前月10日まで (4月は別途設定)

必要書類

★新1号・新2号・新3号共通

全員必要

- 申請書 DL可
- エントリーシート DL可

夫婦関係調整調停中かつ別居している(住民票の住所が別の場合を除き、算定上、不在者を含めて考えます。また、新2号・新3号認定を希望する場合は、不在者の勤務(内定)証明書等も必要です。

★新2号・新3号を希望する場合のみ新1号の方は不要

該当者のみ	夫婦関係調整調停中の別居の場合 (住所が別であることが必要)	<input type="checkbox"/> 調停中であることが分かるもの(裁判所発行)のコピー
0~2歳児で「新3号」希望者のみ	令和3年(2021年)1月1日に越谷市に住所がなかった方 (1月2日以降に転入してきた方や単身赴任の方等)	<input type="checkbox"/> マイナンバー記入用紙 DL可 または 市区町村民税課税(非課税)証明書(※税額控除の記載があるもの) ※4~8月入所は令和3年度のもの 9~3月入所は令和4年度のもの
	国外に住所があった方	<input type="checkbox"/> 年間収入申告書 DL可

マイナンバー記入用紙を提出した場合、課税(非課税)証明書の提出は不要です!
※提出後の処理の結果、課税証明書等の提出をお願いします(担当者から連絡があります)。

「令和3年度(2021年度)」は令和2年(2020年)中の所得です。

○令和3年度課税(非課税)証明書
→令和3年(2021年)1月1日時点の住所地の役所で発行

扶養の範囲内の方も必ず提出してください
※母が父を配偶者扶養控除の対象にしている→父母共に課税(非課税)証明書の提出が必要
※父母ともに収入が93万円以下の場合、祖父母分の課税(非課税)証明書も必要

保育の必要性を証明する書類【いずれか必須】

就労(予定)している方	<input type="checkbox"/> 勤務(内定)証明書(所定用紙) DL可
不規則勤務等シフトがある方 ・ 自営・在宅勤務の方 ・ 経営者が自身または親族の方 ・ 内職の方	<input type="checkbox"/> シフト表(直近3か月分) <input type="checkbox"/> 就労状況(予定)申告書 DL可
自営業中心者の場合	<input type="checkbox"/> 受注表・請負契約書・営業許可証・開業届等(いずれかのコピー)
自営業協力者の場合	<input type="checkbox"/> 最新分の確定申告書・源泉徴収票・給与明細書(いずれかのコピー)
求職活動中の方	<input type="checkbox"/> 求職活動状況報告書(活動していない場合は不要) DL可
育児休業取得中の継続利用の方	<input type="checkbox"/> 勤務(内定)証明書(所定用紙) DL可 + 在園証明書(所定用紙) DL可
出産予定がある方	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳(分娩予定日記載部分のコピー)
学校に在学中の方	<input type="checkbox"/> 在学証明書と時間割表
看護・介護をしている方	<input type="checkbox"/> 介護状況申告書 DL可 + 必要な添付書類(申告書参照)
病気の方	<input type="checkbox"/> 診断書(保育ができないことが明記されている3か月以内のもの)
心身に障がいのある方	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳等(氏名・等級記載部分のコピー)
その他	※上記に当てはまらない方。事前に保育入所課にご相談ください。

証明書類

- プラス保育枠希望の場合同居の祖父母が令和4年4月1日現在で65歳未満の場合、祖父母分も提出してください。
- 上記以外祖父母分の提出は不要です。

2 決定通知

市が認定を行い、可否を「施設等利用給付認定決定通知書」等で通知します。

※審査に必要な場合、市が勤務先等に電話等で調査・確認することがあります。

3 給付

下表のとおり、給付を受けるための手続を行います。

(令和3年9月現在)

区分	新1号	新2号・新3号		
		従来型幼稚園の利用者負担給付	幼稚園等の預かり保育給付 「プラス保育」幼稚園	左記以外の幼稚園
給付を受けるための手続	給付手続不要。 毎月、「自己負担額+給食費+実費徴収等」を園に支払います。	給付手続不要。 毎月、「自己負担額」のみ園に支払います。 ※プラス保育枠以外を含む	年数回、各幼稚園を通して「給付申請」を行います。審査後、園を通して支給します。	必要書類 <input type="checkbox"/> 請求書 <input type="checkbox"/> 提供証明書(原本) <input type="checkbox"/> 領収書(原本)
給付額	0~2歳児 3~5歳児	25,700円/月	450円×利用日数/月(上限16,300円/月) 450円×利用日数/月(上限11,300円/月)	認可外保育施設等のみ42,000円の場合の給付額 ※下欄もあわせて確認 37,000円

※「かかった保育料」が給付額を下回る場合、その額までとなります。

認可外保育施設等と幼稚園等の併用

幼稚園等と認可外保育施設等を併用している場合は原則認可外保育施設等の給付を受けられませんが、開園時間1日8時間未満または開園日数200日未満であると市が確認した幼稚園では、認可外保育施設等の保育料を「預かり保育給付」の算定に入れて計算することができます。

※給付対象施設は、「認可外保育施設(36ページ参照)」で確認してください。また、越谷市外の認可外保育施設で給付対象施設となるかどうかは、所在地の市町村(又は都道府県)に確認してください。

6

その他の 保育サービス

一時預かり、ファミリー・サポート・センター、病児保育などを紹介します。
場面に応じてご活用ください。

地域子育て支援センター (問合せ：各施設)

子育て親子の交流等を推進するため、子育て相談、子育て講座等を行っています。ぜひお近くのセンターに足をお運びください。



各センターで工夫をこらした講座等を行っています。
「広報こしがや」に掲載するほか、「こしがや子育てネット」に随時掲載しています！



一時預かり (問合せ：各施設)

保護者が急用等で保育に困ったとき、また子育てのリフレッシュを図るときなどに、一時的にお子さんをお預かりします。
※いずれの施設も健康な乳幼児が対象です。長時間保育の場合はお子さんの状態によります。

ポイント

- 利用の前に、あらかじめ各施設で登録が必要です。
- 利用の際は、お子さんの慣れ保育や利用予約が必要です。また、記載の料金のほかにおやつ代やシーツ代がかかります(料金は直接お問い合わせください)。
- 市外の方は、保育ステーションのみ利用できます。ただし、里帰り出産の場合、在勤・在学の場合は、地域子育て支援センターも利用できます。また、子育て講座への参加は市外の方も可能です。

地域子育て支援センター・保育ステーション一覧

施設名	所在地	電話番号 (048)	一時預かりの内容				
			対象 (就学前まで)	回	実施日	実施時間	料金
増林保育所 地域子育て支援センターおひさまの子	東越谷 8-41-1	960-5800	満1歳から	10	月～金	8:30～16:30	500円/時
新方保育所 地域子育て支援センターにこにこ	北川崎 729-1	970-5611	満1歳から	10	月～金	8:30～16:30	500円/時
荻島保育所 地域子育て支援センターぼかぼか	南荻島 330-1	971-8115	満1歳から	10	月～金	8:30～16:30	500円/時
南越谷保育園 地域子育て支援センターすくすく	七左町 1-347	990-5003	満1歳から	10	月～金	8:30～16:30	500円/時
おおたけ保育園 地域子育て支援センターたけのこ	大竹 815-1	977-5311	満1歳から	10	月～金	8:30～16:30	500円/時
越谷レイクワンスくら保育園 地域子育て支援センターげんき	レイクワン 8-3-5	988-0863	満1歳から	10	月～金	8:30～16:30	500円/時
松沢保育園 地域子育て支援センターきらきら	谷中町 2-88-4	080-1058-3953	満1歳から	5	月～金	9:00～16:00	500円/時
認定こども園わかばの森ナーサリー 地域子育て支援センター森のひろば	新越谷 1-31-18	993-4154	実施していません				
の～びるこどもの家保育園 地域子育て支援センターおハその広場	相模町 3-220-1	988-8180	実施していません				
袋山保育園 地域子育て支援センターたんぽぽ	袋山 1956-1	979-0520	満1歳から	10	月～金	8:30～16:30	500円/時
の～びる保育園 地域子育て支援センターのびるば広場	南越谷 1-12-11 イースタビル2 5階	987-7088	実施していません				
越谷どろんこ保育園 地域子育て支援センターちきんえっぐ	平方 3207-1	970-2280	実施していません				
認定こども園小牧 地域子育て支援センターこあら教室	大間野町5-147-1	985-4890	実施していません				
埼玉東萌保育園 地域子育て支援センターあおとり	川柳町 1-582-1	973-7463	実施していません				
南越谷保育ステーション	南越谷 1-12-11 イースタビル2 5階	987-6300	生後4か月 から	20	年中無休 (12/29～1/3 休み)	6:30～22:00	500円/時
北越谷保育ステーション	大沢 3-6-1 パルテきたこし3階	970-8200	生後4か月 から	20	年中無休 (12/29～1/3 休み)	6:30～22:00	500円/時
レイクワン保育ステーション	レイクワン 4-4	940-6883	生後4か月 から	10	年中無休 (12/29～1/3 休み)	8:00～20:00	500円/時

※実施時間、料金等については、変更となる場合があります。

ファミリー・サポート・センターと緊急サポート・センター

一時預かりや保育施設への送迎など、有償ボランティアによる援助が受けられます。

定期的な利用は「ファミリー・サポート・センター」、急用時やお子さんが病気のときは「緊急サポート・センター」など、お子さんを預ける事情に応じて使い分けましょう。
いざというときのために、事前会員登録（無料）をおすすめします。

事業名	利用時間 (受付時間)	基本 料金	サポート内容 (場面)	サポート内容			
				3日前 までに 予約	前々日 ～当日 の予約	宿泊を 伴う預 かり	保育所 等への 迎え
こしがやファミリー・サポート・センター 電話 048-960-2311	6:00～ 22:00 (受付 9:30～ 17:00・ 日祝休)	1時間 700円～	健康な とき	○	△ 原則3日 前まで	×	○
			病気・発 熱のとき	×	×	×	×
緊急サポート・センター埼玉 電話 048-297-2903	何時でも 対応可能 (受付 7:00～ 20:00)	1時間 1,000円～ / 1泊 10,000円	健康な とき	△ 割高	○	○	△ 割高
			病気・発 熱のとき	○	○	×	○ 代理受 診可

病児保育・病後児保育 (問合せ：病児保育室)

保護者の方が仕事を休みできないときなどに、「病気」、または「病気の回復期」にあるお子さんを一時的にお預かりします。

お子さんの体調にあわせてゆったりと過ごします。

※事前登録は、令和3年4月から廃止となりました。

仮予約

病児保育室に
電話します。



※用紙は、保育入所課、病児保育室、保育施設、学童保育室で配布しています。
※DL可は、「こしがや子育てネット」からダウンロードできます。

診断

医師の診断を受け、「診療情報提供書」DL可の証明を受けます。
※診療情報提供書は、事前に準備し、医療機関にお持ちください。

本予約

再度、病児保育室に電話します。

利用

利用時に「利用届出書」DL可等を提出します。

※予約取消の場合、前日の16:00までに保育室に連絡してください
(当日キャンセルの場合は、8:00～8:30に保育室に連絡)。

※体調の変化がみられたときは、保護者に連絡し、受診をお願いすることがあります。

施設名	所在地	電話番号	定員	実施日	実施時間	料 金
レイクワン病児保育室	レイクワン 6-11-4 みずべこどもの家保育園内	048-967-5521	5	月～金	8:00～18:00 ※電話受付 9:00～17:00	2,000円/日 ※生活保護の方は 無料 ※別途シーツ代等 がかかります。
北越谷病児保育室	北越谷 2-4-23 きたこキッズクリニック2階	048-940-0944	6	月～金	8:00～18:00 ※電話受付 8:00～17:00	

認可外保育施設

※令和3年7月現在。立入調査等の結果は、越谷市ホームページで公表しています。
なお、開設後間もない施設については、立入調査を行っていない場合があります。
利用方法、空き状況、料金、新規開設・廃止等の問合せは、直接施設にしてください。

施設名	所在地	電話番号 (048)	開所時間	開園日		対象年齢 (月極契約)	定員	施設等 利用給 付対象
				土曜	日祝			
マミー保育室	瓦曽根 3-12-2	966-8313	24時間	○	○	0歳～10歳	45	○
ちゃいるど園	南越谷 4-7-7-101	989-0489	24時間	○	○	0歳～10歳	26	○
ママスマイル南越谷店	南越谷 1-15-1 5F	971-7725	9:00～17:00	○	○	0歳～8歳	8	○
あかねキッズランド	蒲生茜町 12-5	990-0251	7:00～20:00	○		0歳～5歳	16	○
レイクワンひまわり園ももぐみ	レイクワン 5-11-6-201	973-7832	7:30～18:30			0歳～2歳	15	○
ビーズ インターナショナル プリカール越谷校	西方 2-21-16 2F	940-9810	8:00～19:00			2歳～5歳	50	○
PlayWings Global Kids Village	レイクワン 1-18-5	973-7907	7:30～19:00			1歳～3歳	36	

※企業主導型保育については、16ページをご覧ください。

令和4年度 越谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用調整に関する基準

■利用調整指数について
 利用調整指数は、父母それぞれの基準指数に調整指数を加えて算出します。
 (例) ・父親が月160時間の就労をしている・・・基準指数20 →「1 基準指数」番号1から
 ・母親が月108時間の就労をしている・・・基準指数16 →「1 基準指数」番号1から
 ・父母共に引き続き3年以上就労を継続している・・・調整指数 4 →「2 調整指数」番号1から
 ※この世帯の利用調整指数は、20+16+4=40点となります。

1 基準指数 **【基準指数及び調整指数は、利用調整申込締切日を基準日とする】**
 ※令和4年4月入所一次受付については、令和3年11月1日を基準日とする。

番号	保育に当たる保護者の就労等形態			基準指数	採点		認定期間
	類型	細目			母	父	
1	就労	就労 (その他)	外勤	月160時間以上の就労を常態	20		最長3年間 (事由継続で就学前まで)
				月120時間以上月160時間未満の就労を常態	18		
			自営 内職	月100時間以上月120時間未満の就労を常態	16		
				月80時間以上月100時間未満の就労を常態	14		
				月64時間以上月80時間未満の就労を常態	12		
				上記以外の外勤・自営・内職(無収入の場合、時間にかかわらず該当)	3		
		3か月※					
2	求職活動	求職内定 (起業準備等を含む) (その他)	内定	月160時間以上の就労を常態	10		3か月※
				月120時間以上月160時間未満の就労を常態	9		
				月100時間以上月120時間未満の就労を常態	8		
				月80時間以上月100時間未満の就労を常態	7		
				月64時間以上月80時間未満の就労を常態	6		
			上記以外の外勤・自営・内職(無収入の場合、時間にかかわらず該当)	3			
			未定	記録により1か月以上前から定期的に求職活動をしていると認められる場合	3		
求職中(就労先未定)(上記以外)	1						
3	不存在	死亡・離婚・行方不明・拘禁など	20			最長3年間(就学前)	
4	妊娠・出産	出産前：出産予定月の前2か月 出産後：出産日の後8週の翌日の属する月の末日	20			左記期間内	
5	就学		既に日中、就学・技能習得のため外出を常態		番号1を準用	在学期間内	
			日中、就学・技能習得が内定している場合(その他)		番号2を準用	3か月※	
6	病気がい	病気がい	病気がい	1か月以上入院している場合(入院予定を含む) 常時病臥・感染症 精神性 一般療養	精神障害者保健福祉手帳1～3級	20	(事由継続で就学前まで) 最長3年間
					上記以外の程度	17	
					医師が1か月以上の安静を要すると診断した場合	17	
					医師が1か月以上の通院加療を要すると診断した場合	13	
					身体障害者手帳1・2級、療育手帳A～B	20	
					身体障害者手帳3級、療育手帳C	18	
					身体障害者手帳4級以下	12	
7	介護 看護	同居 別居	要介護認定4・5、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・A、精神障害者保健福祉手帳1級保持者	月120時間以上の介護・看護を常態	20	(事由継続で就学前まで) 最長3年間	
				月80時間以上月120時間未満の介護・看護を常態	17		
				月64時間以上月80時間未満の介護・看護を常態	16		
				要介護認定3、身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2級保持者	月120時間以上の介護・看護を常態		19
				月80時間以上月120時間未満の介護・看護を常態	16		
				月64時間以上月80時間未満の介護・看護を常態	15		
				上記以外の認定保持者又は医師の診断を受けている場合	月120時間以上の介護・看護を常態		18
				月80時間以上月120時間未満の介護・看護を常態	15		
月64時間以上月80時間未満の介護・看護を常態	14						
上記以外で必要とする場合(入所した場合、別途就労等が必要)	3						
8	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	20			最長3年間 (事由継続で就学前まで)	
9	虐待・DV	児童虐待防止法第2条又は配偶者暴力防止法第1条の対象者と認められる場合	20				
10	その他	上記以外で明らかに保育に当たれない場合					

※ 1 父母それぞれの指数を合算し、世帯の指数を決定する。(基準指数)
 2 期限内に保育の必要性を証明する書類の提出がなかった場合は、求職中(就労先未定)の指数とする。
 3 保護者が保育の必要な事由(就労等)が2以上ある場合には、原則として指数の高い状況と取り指数を決定する。
 4 就労状況については、契約上の勤務日数・時間だけでなく、実績も含めて指数を決定する。
 5 就労時間には、通勤時間は含まない。ただし、休憩時間は含む。
 6 就労等形態が上記の各細目に合致しない場合は、実態に即して最も近いと思われる細目に当てはめ、指数を決定する。
 7 求職活動(内定・未定)・就学内定の認定期間は、期限内に勤務証明書等が提出された場合、就労や就学の期間とする。
 8 育児短時間勤務等について、終期が明記されている場合は正規の勤務時間等による指数とする。
 終期が明記されていない場合は、減らした後の勤務時間等による指数とする。

2 調整指数

項目	条件 (「保育所等」とは、保育所・認定こども園・地域型保育をいう)		指数	採点 母 父				
加算指数	個人加算	就労状況	1	引き続き就労等を継続している場合	引き続き3年以上就労等を継続	2		
			2		引き続き1年以上3年未満就労等を継続	1		
			3	保育士(保育教諭・プラス保育幼稚園の幼稚園教諭)として月20日以上かつ1日6時間以上の勤務をしている場合	越谷市内の保育所等、プラス保育幼稚園又は認可外保育施設で勤務をしている場合(産前産後休業又は育児休業を取得している場合を含む)☆	7		
			4	※出産要件での入所申込の場合を除く※番号3・4に該当する場合、越谷市内の保育所等、プラス保育幼稚園又は認可外保育施設で1年以上勤務することを条件とする	越谷市内の保育所等、プラス保育幼稚園又は認可外保育施設に勤務が内定している場合(この項目に該当する場合、該当者の基準指数を居宅外労働等の指数にする)☆	4		
			5	※ここでいう認可外保育施設は、設置届出済のものに限る。	越谷市外の保育所等又は認可外保育施設で勤務をしている場合(内定、産前産後休業又は育児休業を取得している場合を含む)☆	2		
		6	生計中心者の失業(自発的失業を除く)により就労の必要性が高い場合		3			
		7	保護者が産前産後休業又は育児休業を取得している場合(基準日時時点で入所申込児童が保育所等に入所している場合や出産要件での入所申込の場合を除く)		1			
		8	保育所等を産前産後休業又は育児休業のため退所し、復職時に申し込んだ場合(当該児童のみ加算)		3			
		9	同居者なしの母子(父子)家庭で、就労(又は就学・技能習得)を継続している又は内定している場合 ※同居者には、住所が別であっても生計を共にしている場合を含む		5			
	家庭状況	10	生活保護世帯・中国残留邦人支援給付受給世帯の場合		2			
		11	父母の一人が不存在(死亡、離婚、未婚など)の場合		4			
		12	父母の両方が不存在(死亡など)の場合		7			
		13	父母の一人が単身赴任、3か月以上の入院などにより不在の場合		2			
		14	子ども(4月1日現在18歳未満)が2人以上いる場合(2人を超える場合は、1人に対し2点加算。)		(人数-1) ×2			
	世帯加算	障がい・介護	15	保護者が身体障害者手帳1～3級、療育手帳A～B、精神障害者保健福祉手帳1～3級の一つを所持している場合☆		3		
			16	保護者が常時病臥、精神病(手帳なし)、感染症で居宅療養している場合☆		2		
			17	同居の家族(保護者及び入所申込児童を除く)に身体障害者手帳1～3級、療育手帳A～B、精神障害者保健福祉手帳1～3級の一つを所持している者がいる場合☆		1		
			18	同居の家族(保護者及び入所申込児童を除く)に要介護認定3以上の者(在宅介護に限る)がいて保護者が月64時間以上介護している場合(基準指数が介護・看護要件の場合は加算しない)☆		1		
	児童の状況	19	特別支援保育対象児童と特別支援保育検討会議で判定された場合		別枠利用調整			
		20	既に兄弟姉妹が保育所等に入所している場合(新年度選考時は、卒業予定児童を除く)又は同時に2人以上の申込をしている場合☆ ※兄弟姉妹がプラス保育幼稚園のプラス保育枠を利用している(利用内定を含む)場合を含む		2			
		21	多胎児が同時に申込をしている場合☆		4			
		22	地域型保育又は2歳児クラスまでの保育所を入所期間満了で卒園する場合☆		10			
		23	認可外保育施設(幼稚園等を含む)などに実績で月64時間以上の預託をしている場合 ※就労等保育認定に該当する事由のため預託している場合に限る(求職中や、育児休業中(入所翌月14日までに復帰しない)の預託の場合は対象としない)	有料で2か月以上前から預託している場合(所定の証明書が必要。また、一時預かりについては領収書の提出も必要)☆	3			
		24		有料で1か月以上前から預託している場合(所定の証明書が必要。また、一時預かりについては加算対象としない)☆	2			
		25	認定こども園入園者で同一園での認定区分変更(1号→2号)のみを希望しており、入園から3か月以上経過している場合(3か月未満の場合は番号26を適用)☆		5			
		26	保育所等に入所しており、保育所等の移行希望者の場合☆		3			
減算指数	世帯減算	同居祖父母	同居している65歳未満の保護者の父母が無職、求職中又は月64時間以上の就労をしていない場合(疾病等で保育に当たることができない場合を除く) ※同一世帯には、同一住所又は同一建物の場合を含む		-10			
		自営等	勤務形態が自営の父母や、勤務先の経営者が自身又は親族である父母が、仕事内容・実績の分かる書類を提出できない場合		-10			
		育児休業延長	育児休業の延長を許容でき、調整指数の減算を希望する場合(申込書の「利用調整に関する希望」にその旨をチェックした場合のみ)		-50			
		保育料等滞納	入所児又は卒園児の利用者負担(保育料)等を3か月以上滞納している場合		-3			
			利用者負担(保育料)等の滞納が高額となっている世帯で、納付の督促等に対して誠意ある対応が見られないなどの場合		滞納月 ×-2			
		広域入所	市内在住者(転入予定者を除く)	勤務地が市内の場合	-10			
		勤務地が市外の場合	-20					
その他	児童福祉等の観点から特に調整が必要とされた場合(要保護児童など)		20					

※1 調整指数の加減算は、基準指数に対して行う。

※2 **番号1～5は、父母共に該当する場合それぞれ指数を加点する。**

※3 番号3～5、15～16、17～18、20～21、22～26は、それぞれ重複して加算しないものとする。(☆)

※4 調整指数は、保護者からの申請に基づき必要な書類を提出された場合に適用する。

■利用調整(選考)について

入所希望者が保育所等の定員を超えた場合などには、利用調整(あつせん)が行われます。提出書類等で確認した内容に基づき、利用調整指数の高い方から入所者を決定します。

【利用調整指数が同点の場合の優先順位】

- 1 越谷市在住者(転入予定者を含む)
- 2 同居者なしの母子・父子世帯、生活保護世帯(同居者には、住所が別であっても生計を共にしている場合を含む)
- 3 基準指数が高い者
- 4 同世帯に障がい者がいる場合
- 5 養育している未就学児の人数が多い者
- 6 父母の勤務先等が市外(草加・八潮・三郷・吉川・松伏・春日部・さいたま(岩槻・緑のみ)・川口を除く)の場合
勤務先等が①全員市外、②市外・市内、③全員市内の順で優先順位が高くなります(上記近隣地域はこの項において市内として考える)。
- 7 令和3年度(利用者負担額切替後は令和4年度)市民税所得割額の低い世帯(同額の場合は、収入の低い世帯を優先する)
- 8 同一年度中に入所内定等を辞退していない者
- 9 証明書等提出書類が全て提出されている者

※施設名の左側の数字は「施設コード」です。
 保育施設の利用調整を申し込む際、できる限り記入してください。

越谷市内の 教育・保育施設

令和3年(2021年)9月現在

保育施設の利用申込で希望できる施設(市に申込)
 各園に直接申込する施設

- 公立保育所
- ★ 私立保育園
- ◆ 地域型保育(0~2歳児)
- 認定こども園
保育部分(市に申込)
教育部分(園に申込)
- ♥ 幼稚園
- ◆ 「プラス保育」幼稚園

